

決算審査特別委員会 (一般・特別会計)

平成 18 年 11 月 10 日
〔第 3 日〕

決算審査特別委員会委員

委員長	末次	利男
副委員長	恵崎	良司
委員	坂口	久信
委員	岩島	好
委員	下平	力人
委員	田口	靖
委員	久保	繁幸
委員	吉田	俊章
委員	坂口	祐樹
委員	見陣	泰幸

以上 10名

INDEX

議案第 70 号	平成 17 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について -----	3
	歳出：災害復旧費、公債費、予備費 -----	3
	歳入（全般） 財産調査 -----	5
議案第 71 号	平成 17 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について -----	24
議案第 72 号	平成 17 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	24
議案第 73 号	平成 17 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について -----	24
議案第 74 号	平成 17 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について -----	24
議案第 75 号	平成 17 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について	24
総括質疑	-----	40

午前9時29分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

皆さんおはようございます。

皆さんにご連絡しますが、田口委員が急用のため少し遅れるというご連絡があつとります。ご了承いただきたいと思います。

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

11月8日に引き続きまして委員会を再開します。

議案第70号 平成17年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

歳出：災害復旧費、公債費、予備費

決算審査特別委員長（末次利男君）

災害復旧費から最後の予備費までの決算書193ページから198ページまで、行政実績報告書では64ページから69ページを審議します。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

《 災害復旧費・公債費・予備費の説明 》

決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

恵崎委員

数字の確認ですけれども68ページのグラフですけれども、平成16年度の公債費が528,529千円ですか、なっとりますけれども、それで7ページの16年度決算で見たらですね公債費は、504,091千円ですか、これはどういうふうな、なんでこがんなとつとですかね。17年度は一緒ですもんね7ページと。16年度です、私が指摘しよつとは。審査意見書ともあわせただけど審査意見書とも違うもんね。16年度だけは。

財政課長（大串公義君）

はっきりわかりませんが、NTT債をですね、売りたいということで借り入れをした分がですね、その償還を普通会計の決算の中ではですね、たぶん差し引いたところで計上するようなことになつたというふうに、今記憶しておりますので、その分で普通会計で見た場合は、その分のNTT事業債の償還分についてはちょっと差し引くということで7ページについてはですね、普通会計の決算ですのでそういうことで数字が減ってるということで、68ページの方は通常通り、一般会計の償還ということでこっ

ちの方は加えて記載してるということで数字がたぶん違うんじゃないかというふうに思ってます。

恵崎委員

多分やっけん、後でピシャツとしたところば…………。

財政課長（大串君義君）

さっきの数字の違いですけども、16年度にですね、特定資金公共投資事業償還費ということで24,438千円、この差がちょうど差になっています。ということでNTTのBタイプの償還についてちょっと数字が違うということでございます。

恵崎委員

もういっぺんゆっくり…………。

財政課長（大串君義君）

特定資金公共投資事業債償還。16年度に24,438千円が償還をいたしております。その分で統計上の違いで数字が、差が出とります。

恵崎委員

なんて言いよったかね、NTTの…………。

財政課長（大串君義君）

NTTのBタイプを一括償還をちょっとしているわけですね、16年度で。その経費については全額国費で帰ってきたものをそのまま書いてあるということになっています。

岩島委員

公債比率がどんどん伸んできよるばってんが、最高の償還、いまの現時点での一番多いときの償還額はどのくらいになりますか。

財政課長（大串君義君）

先程中期財政計画ということで、19年度以降の5カ年の推計を出しとります。その数字でいきますと20年に6億4百万の償還が一番ピークです。

岩島委員

約5億ばかい払いよろ、1億ばかい増えるわけですね。

財政課長（大串君義君）

はい。

財政課長（大串君義君）

ちょっと言うてみます。18年が見込みで5億3,800万、19年が5億6,800万、20年が6億400万、21年が減って5億6,600万、22年が5億5,200万ということで20年がピークということになります。

岩島委員

こりゃ今から何も借らんじゃった場合ね。借らんじゃった場合やっけんさ。

財政課長（大串君義君）

一応、中期財政計画の中には各事業年度で借り入れをするということになっておりますので、その分借り入れした分の今の利率でちょっとはじいてみてですね、そして上乗せして、そして数値を入れとります。

岩島委員

それでこれだけちゅうことですか。

吉田委員

20年の6億ですね、そこら辺を考えたときの公債費の比率はどれくらいになりますか。

財政課長（大串君義君）

えっと13.8%です。

決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので質疑を終了します。

入れ替えのため暫時休憩いたします。

午前 9 時 43 分 休憩

午前 9 時 52 分 再開

歳入（全般） 財産調査

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、委員会を再開します。

それでは歳出の審査は終わりましたので、ただいまから歳入と財産の調査に関する審査に入ります。

決算書 15 ページから 62 ページまで及び 299 ページから 309 ページまで、行政実績報告書では 20 ページから 31 ページまでを審議します。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

《 一般会計歳入についての説明 》

決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

岩島委員

実績報告書の 28 ページ。一番上から 2 番目ですね、普通財産売払収入てありますがこれはどこですか、単価がいくらですか。

財政課長（大串君義君）

28 ページの普通財産売り払い収入、土地売り払い収入ですけど3件ございます。1件が売り払い先は佐賀県となっております。場所は、系岐の橋の国道沿いの向こうの方です。平米20千円です。もう1件が、場所は大浦の名切原踏切、大浦中学校に行く途中の踏切の手前の法面等ですね、あそこに里道等がございましたので売り払いをいたしとります。（「平米は」と呼ぶ者あり）平米は約5,186円。あともう一つはオートパルのところの中に里道が走っとりましたので、その里道の売り払いということでこれが、平米の20,370円。

下平委員

関連になりますが、評価額に準じて価格というのは、移動の価格はなるわけですか。

財政課長（大串君義君）

県の方においては県の単価がございますので、その県の単価を使用して、後、残りの分については評価額を参考といたしまして自価額を出して計算をして売り払いをいたしとります。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

岩島委員

今の3つ目のオートパルにきていうとは誰に売ったとですか。

財政課長（大串君義君）

佐賀みどり農協です。

建設課長（岩島正昭君）

ちょうどあの今スタンドがあるとですけど、そのの中に里道が走ったんですよ。宅地の中に、だから宅地評価……。

岩島委員

スタンドの中ないば、そのくらい買わんぎにやどがんされん、分かりました。あんまり高かごたんねて思って。裏んにきて思ったもんじゃ。

田口委員

決算書の2ページにですね、不納欠損処理額というのがありますが、これについては、昨年の委員長報告の中でもですね、不納欠損金については、徴収権の行使が出来ないという定義はわかるが、執行する前に明確な説明と、徴収責任者の所在が必要ではないか、という法的な根拠とかをピシッてせろという指摘があつとるわけでございますが、これについてですよ、6,378,416円の不能欠損処理について、処理用件の基準に基づく手順というか、さっきのその地方税法等との根拠法とですね、どういうことであれしたんだという経過報告をですね、説明してください。

税務課長（桑原達彦君）

法的根拠を具体的に申し上げますと、まず太良町の財務規則第46条に不納欠損処分というのが財務規則に明記をされております。その中で、不能欠損をする場合はどうい

場合かということで謳われておりますけれども、その主なものとしてですね、地方自治法と地方自治法施行令と地方税法とあるわけですが、具体的に申し上げますと、地方税法の15条の7第4項及び第5項の規定に該当する時、あるいは18条に該当する時、ということですね、不納欠損処分が出来るというふうになっています。

具体的に申し上げますと、15条の7につきましては、執行停止、7の4項が執行停止ということで滞納処分する財産が無い場合、生活が著しい困窮しているとか、滞納者の財産や所在あるいはそういうのが全く不明な場合ですね、執行停止を3年間する。あるいはそれが明らかに徴収できないと、その時点で認められる場合には、第5項において即時に停止が出来るというように執行停止の場合が一つとですね。

もう一つ地方税の18条の中で、時効が進行していくわけですが、税の場合は5年間に規定をされておりますけれども、この5年間のなかで時効が中断あるいは停止が出来なくてですね、5年間過ぎてしまった場合は自動的にその債権は処分するということで法的根拠で言いますと、執行停止がされた場合と、時効が5年間過ぎた場合というように地方税も15条と18条の項目にのっかってですね、不納欠損処理を行っている。

これが法的根拠でございます。

以上です。

田口委員

そしたら、そういうことに基づいてですね、町民税が1,288,000円、固定資産税が4,819,000円、軽自動車が270千円ということで6,378,000円されてるわけですが、それぞれについてですよ、こういう条件があって不能欠損処理をしたんだということですが、その場合に、当然、上司の決裁とか何とか出てくるわけですかね。そこらの手順というか、いつの時点でそれをされて、いつの時点で処理したか。もう少し経過をですよ、これはあとでまた国民健康保険税についても似たような事が出てきておりますけれどもそこらについてももう少し説明をお願いします。

税務課長（桑原達彦君）

先ほども申し上げましたように、不納欠損については時効の分、18条の分と執行停止の15条の分と行っておるわけですが、手順といたしましてはですね、毎年同じことなんですけども年度ごとに区切りまして、まず、滞納の分の調査をいたします。それで時効完成分について一覧表を作りましてですね、それについて滞納者一人ずつに対してどういう状況であるかという調書を作成いたします。

調書を作成いたしまして、その一人一人が不納欠損に……、時効の分ですから、該当すべきものかを判断をいたしまして、その分を先ず分類・区分分けを行います。17年度につきましては、不納欠損の時効分につきましては人数で言いますと47名、法人がありますから47名なんですけれども、時効分についてはその分は単純に時効が過ぎたからということで落とすというだけじゃなく理由をですね、区分けをしております。

それについては住所不明とかですね、既に生活保護を受けていて納税が不可能に近いと、後は本人が死亡されてて相続あたりもきちんとなされてないと。あるいは、もう具体的に生活に困窮をされてると、もうひとつは競売ということで、既に競売に付されてもうすでに回答も全然無くて、競売事件として終了してると。あと当然私共が色々作業をしてやるわけですけども面談が不可と。どうしても面談が出来ない。あるいはですね、遠く九州外に居られて、その徴収費用等より少ない滞納額があるというようなものを区分してですね、単なる時効だからイコールそのまま不納欠損じゃなくて、分類分けをしてですね、整理をして調書を作って決裁を頂いとります。

もう一つ、執行停止の分につきましてですね、これは明確に徴収が出来ないと明らかかな場合は執行停止が出来るわけですけども、その分については行方不明とか死亡、相続権が放棄されているとかですね、後は法人が完全に消滅をしてると、後は先程言いました競売事件で無配当で終結をしてしまっているというそういうふうに分類をしてですね、調書を作りまして、法的な裏づけに基づいて上司に決裁を仰いで、年度末に不納欠損処理をしているというような状況でございます。

田口委員

さっきからの時効が成立している 47 件というのはこの別表のですよ、法人 3 件、個人 44 件、計 47 件、このケースと一致するとかね。このことそのものそこんたいどがんですか。

税務課長（桑原達彦君）

これは、上位の 50 万以上の件数がたまたま 48 になったということです。

岩島委員

私の見損ないかも分からんばってんが、未収金調書ばくいとんさったですが、こりゃ町民福祉課、保育料、そこでね、ちょっと私が不思議に思うのは 16 年度末未納にも拳がらんで、17 年度末未納も拳がらんで、18 年度 9 月末日の未納に 17 年度分 15 件と拳がってますね。こりゃちょっとおかしかっじゃなかとかにゃ。未であったけん 18 年でんあるとじゃなかとかと思いますがこれはどっちがほんなことですか。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

真ん中の欄の平成 17 年度末時点の未納ということですね、一番下の段の現年度というところがございます。現年度というところで、17 年度分 5 月末で 26 件の 2,203,700 円ということで 17 年度末の時点で 17 年度の未納額を計上しています。

岩島委員

私は 17 年度分て書いてあるけんさ、17 年度末でここに少なくとも 15 件以上は拳がったらんぎおかしかて思いよったんですよ。他んたそがん作りかたしとってなんであんとこばかいぎゃん作いかたしととつかな。これはどがん、統一した作り方じゃないわ

け、財政課長さん。

財政課長（大串君義君）

この作り方については、ちょっと私も担当課に提出されている資料についてはタッチしとりませんが、未収金対策検討会というのがございますので、その中で使用している書類が保育料の書類で統一しとりますということでございます。

岩島委員

全体的な問題ですけれども、今保育料ばかり言いよってばってん、他のところも全部その未納があるじゃなかですか、未収金が。この未収金対策についてですね、もう少し今後の対策ばですね、この前から助役さんも言いよんさるけれども、私が一番心配しよるのは、町税ですね、町税のことは見よったら今までに完納区域がですねもっと多かったんですけども、未納区域が今度はべらい出てきたですね。これをどのように考えてますか。ぎゃん増えよるとは、今までは去年までじゃいー昨年までじゃいピシャツてしよってやつがことし17年度にべらい出てきたていうのは、何が原因で思われますか。その辺をちょっと説明ください。金額的にはたいしたこと無いんですよ。8千円とか9千円とか14千円とか、いやいや増えるばってん今までの決算ではそがん、今後はまた、今後策ば考えんばいかんばい。

助役（木下慶猛君）

皆さんご存知と思いますが、現在、納税奨励金について裁判中なんですけれども、一つは違法であることをいわれてるわけですけれども、区長さんを介してですね、未納者あたりの方にはやっとたわけですけれども、それが出来ないということですね、全く、全くではないですけれども協力は出来ないわけですよ。そこら辺がひとつ徴収にひびいてきたんじゃないかという感じはしています。

岩島委員

今裁判とか何とか言いよんさっどん、それと関連ありますか。どがんふうな裁判ば起こされよってじゃいろ私は中身は知らんもんやっけん。

助役（木下慶猛君）

結局言えばですね、区長さんたちにですね、これだけありますよていうことで一緒にお願いしよったですけれども、それ出来ないということですよ。ですから、あくまでも税務課なら税務課がですね、個人でやるもんですから協力体制が今のところ出来ないもんですから、以前のように。

岩島委員

ちょっと私の所ば見よっぎね、今までは部落であの人んとばどうじゃこうじゃて協議をしながら完納するように、部落全部が役員さんたちが力を入れて、集金をしてしよんさったばってん、これば見よっぎ、うちんものつとんもんな。今まで無かったて思うばってんさ。なしかにやて思うて、区長が変わったけんかになておりや思いよれば。今

度区長にやかましゅう言おうて思ったわけ。部落に報告もしたらんけん分からんでしょ、これは滞納は、部落の者は。

今まではですね、やっぱり部落に納税班があつて、やらんぎそん人達にあせがるて言うぎおかしなばってんね、何とかしてくれんぎ困るばいとかいう形で完納がありよったわけじゃなかですか。今度はがんさるっぎどんどん滞納が増えはせんですか。そいぎ後の対策はどのように考えとんさつですか。ぎゃん増えてくのに。何なっとな手ば打たんぎ駄目じゃなかですか。

助役（木下慶猛君）

まず、裁判の経過を申し上げますとですね、町長を訴えておるわけですがけれども、まだ1審では、町長は、問題はその監査委員のほうにも監査請求があつて、出来んやったもんですから司法の方にしとつとですけども、最初は、今言ったように私たちは区長さんたちに未納者を言つてですね、これだけばんと、そいぎと部落でも組合にも奨励金がいくし、区にもいくばんと言うことで、ずっとそれをやつたですけども、それをするなということをやつとるわけですよ。それで訴えられとつとですけども、そういう違法という立場で訴えられとるわけですから、ただし、1審では、町長は規則に基づいてですね、町の規則、納税奨励規定であるわけですがけれども、それに基づいとるとだから違法じゃないということが1審では出たとですけども、ただし、今度は組合からはですね14組合ですかね、原告者が実際納税組合は何もしよらんじゃなかかということで、その中から14組合をその証人に立ててですね、陳述書を見てみたら、全く納税組合活動しよらんということで、今福岡の高裁でもやりよるわけですけども、そういうことで、結局、私たちが以前やりよつとを、秘密をとということで出来んと。ただし、区長さんには、私たちは事務嘱託員としてやつとつとやっけんですね、良かじゃなかとですかと、それも争いですから、まだ今のところそれが出来んもんですから、どっちもしわえんでおるわけですよ。

ですから、今岩島委員さんが言われるように、昔は納税組合に通知するぎと組合で寄つてみてですね、そいぎと奨励金がかしくくないば、たつたそれだけないばどがんかていうともあつたらしかです。でも、そういうことは今のところしてくんなさんなということで指導はしよつとですけども、内々ではそれも今あつとるかどうかわからんですけれどもね。そういうことで今訴えられとります。

ですから、今言われたように、例えば、今言われたように、その納税組合の中にはいつとつともあの人のが納めとらんとやる分からんわけですよ。ですから、こういう率が下がっていくだろうと思うわけです。

議長（坂口久信君）

今、裁判のとも原因はあるてにゃ思ふばつてんが、今個人情報保護法でね、非常に滞納した人達の情報を与えんわけでしょ。昔は与えよつたとの。個人情報保護法ば盾にと

って滞納者は言わんわけでしょうが、あいどん、例えば、最低その区長さんぐらいにはねやっぱり情報ば言わんぎとさ、徴収のしょうの……。

例えば、役員会とか何とか部落のですね、役員会開いた中で何も名前でん分からんぎとそのどがんなとんしてせんばいかんて言う、もうほたっていっちょけじゃどがんもされんじゃなかですか。最低そのくらは、こそととなとん言うて、徴収のプラスになつごと出来んとかかと私は感じつとばってん。裁判裁判て言うばってん、そればかりじゃなかですよ。それも確かに原因の一つばってんが、個人情報ば今盾にとりよるじゃなかですかはっきり言うて、そして言わんじゃなかですか。そこんにきはさ、最低区長ぐらいにはチョットこそと教えてくるつこと出来んとかかて思うてね、そんない徴収のしょうもあるとばってんね。

助役（木下慶猛君）

初日やったですかね、ちょっと道越の話ばしたわけですけども、ああいうことが出来んわけですね、今は。区長さんをお願いしてこうするというのは。

税務課長（桑原達彦君）

先程から田口委員から話がある区長さんへの税の滞納情報の公開については、個人情報保護条例に抵触するというので、これはもうはっきり県などから指導されておりますのではっきり言って出来ません。それについて、毎年度区長会あたりもですね、そういうご意見を頂いとります。その中で、私共がご協力をお願いしとるのは各行政区には納税組合というのが殆どあります。ですから、納税組合の組合長としての一納税組合、一行政区やったらですね、納税組合長を区長さんがされたら、納税組合長の立場でですね、税務課なりにご相談をお願いしますというふうをお願いをしています。それで、複数の行政組合を持っておられる方はですね、代表として区長さんが口利きされたと言われても税務課としては返答がしづらいということで、出来れば納税組合長さんと一緒にですね、していただければ逆にこちらからご協力をお願いするという形をとりたいということでお話をしております。

議長（坂口久信君）

それならですよ、やはり今、納税組合の中で、納税組合長さんがおらすていうとならね、その辺ばもう少し徹底せんね、ちょっと言えばさ、ほんなこて徹底しとるとかかて、今ほら情報保護法が出来んていうようなことなら、納税組合あたりが各部落にでも例えば何力所があるわけですよ、そいけんやっぱり区長あたりいうてさ、そこんにきで、ピシャッと寄りよるか寄りよらんか分かるはずやっけんが、その辺な徹底して納税組合長さんがお願いに行くような格好をもうちょっとピシャッと浸透さすつごととしてくれんかなあ。

税務課長（桑原達彦君）

ことしの5月の区長会の時も、昨年度の区長会の時も同じような質問が出ましたので、

同じような今発言したようなことを区長会の中で申し上げております。

議長（坂口久信君）

いや、そいけん徹底してくいろておいは言いよるわけ。

田口委員

年度ごとにですよ、滞納税額として締め切るとは実際は3月31日やろばってんですね
期限としては、実務的には滞納処理というのは何月何日で締め切っとるわけですか。

税務課長（桑原達彦君）

決算ですから5月31日です。

田口委員

5月31日以降はもうその年の、18年度でいうぎにゃ、来年の19年の5月31日で一
応、それ以降は滞納税額としてするということかね。

税務課長（桑原達彦君）

はい。

田口委員

そしたらですよ、5月の25日なら25日、20日でん良かとばってんですよ、5月20
日現在でお宅の部落は、さっき区長イコール納税組合という話もあったけんばってんで
すね。お宅の場合は5月20日の時点では、この人達がまだ納まっとらんですよ。その
人達の督促を5月31日までに、督促してくださいと、言うとも区長ないし、納税組合の
仕事としてされんとかね、今、助役さんの話を聞いとけば。そこんたいの説明をしてく
ださい。

税務課長（桑原達彦君）

先程申し上げました5月31日は現年度分が5月31日で、過年度については当然3月
31日までの分でございます。訂正をいたします。あとその5月31日なり3月31日の時
点で、各納税組合の組合長にその組合の滞納額についてお知らせ出来んかということに
ついては、検討したいと思っています。税務課長としてはそこ……。

田口委員

いやいや、さっきの3月31日過年度てこれはもうあがととやっけん分かるわけ
ですよ。前年度の滞納て分かるわけですよ。そういうやつについては、それは厳密に言
えば、区長さんたちはある意味されんて思うですよ。ただ私が現年度についてですよ、
5月31日までに納まったやつは滞納扱いしよらんでなればですよ、なおかつその5月の
25日で良かけんさ、例えば20日でも良かわけですよ。20日て言うたてちゃ11日しか
なかわけでしょあと5月31にまで。それを区長さんたちがですよ、この人達がお宅のまだ
納まっとらんですよ、と言う現年度の滞納のなかごと督促もされんとかて言うわけ
ですよ。業務として。それは検討しますじゃなくてはっきり言うてくださいよ。

税務課長（桑原達彦君）

答弁になるかどうか分かりませんが、一応、納税組合に入る……、先ず5月というのがあくまでも出納整理期間でございますので、出納整理期間が5月でございますので、決算上は5月末の数字が出てきます。

それで、納期はあくまでも3月31日でございますので、納期は3月31日でございます。それで納税奨励金をですね、各納税組合に算出するのが本来ならば3月31日ではじくべきなのでしょうけれども、実際、町外にたまたま働きに出ておられて、町外から郵便振替でですね、納税をされる方とかあります。ですから若干4月に入ってですね10日前後待ったような状態で、実際最終的に計算をして納税奨励金をやっています。

それで、当然税務課としては2月3月、3月につきましては数字が出てくるわけですから、各個人に対して全て連絡をしております。各個人に対してですね。滞納はありますよと連絡をしております、当然ですね。毎月督促をやっとるわけですがけれども、特に、年度末については、個人に連絡を電話なり、個人にはやとりります。

田口委員

そしたらですね、厳密に言えば3月31日ということであれば、3月の20日とか25日の時点でですね、もう後ちかっとなかなかとやっけんさ、お宅の部落ではこの人達がまだ入っとらんけん督促してくださいと、これは、決して個人の秘密じゃなくて、当然督促して良かとじゃなかなかと。どうしても3月31日で納まっとらん人については、20日の時点で、どんかっとな納まったかというのは区長さんたちが聞けば良かわけでしょうが、聞きや来れば良かわけでしょう。そうすると、残った分については取ってさるくとは出来んかも分からんばってんでですね、やっぱり納めとらん人はいっちょ納めてくださいぐらいのことはさ、今の時代やっても言わるとじゃなかるうかと思うとばってんがそこんたいどがなかね。

税務課長（桑原達彦君）

年度末の処理につきましてはですね、3月31日を過ぎないとされません。3月31日に納めればよかろうもんといわれたらですね、あくまでも3月31日を過ぎないと言われませんので、その督促、督促について、その方法ですね、個々に税務課としては個々の納税者に対して3月末を過ぎたらですよ、各行政区の納税奨励金も響きますので、滞納されてる方にはご連絡をしとります。こういうことで各行政区の方の納税奨励金にも響く事も考えられますので、その辺もよろしくということで。納税奨励金があるから納めてくださいとは税務課では言えませんので、各行政区にも迷惑がかかることもあるかも分かりませんので、なるべく早くですね、納税奨励金の算定前に納めてくださいというのは各個人にはですね、全部連絡をしとります。

田口委員

その個人にはしとるていうのはそれは当然のことですよ。ただほら、囑託員ていうわけでしょ、区長さんはね。囑託員でありながら、一方じゃ納税組合の組合長も兼ねとる

ていうわけでしょうが。だから、今までんごと裁判ともかかわっけんじゃあろうばってんですね、今言うたごとですよ、まだ延滞しとらん状況の中で囑託員とですよ、督促じゃなかとやっけんさ、督励やっけんね。大体毎年ある程度分かるわけでしょうが。そうすると、そういったことは出来るんじゃなかるうかなて思って聞きよるわけですよ。

だから、そうすると逆にお宅が個人個人やとる、当然囑託員さんやっけんですね、常連の人達にはあればしてくんさいと、もっと厳密に言えば、学校給食費も何も保育料もばってんですね、ある意味納める人の立場に立った、払いえんなら理由のあるけんのことじゃなかですかある意味じゃさ。そうすると、一方で民生委員さんたちを連れて行けば生活指導も出てくるわけやんもんね。そういうやつは連携やなかですか、区長さんたちとのさ。そいけん委員会は作ったけん、それですぐ出来るじゃなかるうばってんですね。そういう何らかの形でですよ、前向きに取り組む方法で、僕はいろいろあると思うわけですよ。部落に立ち入ってみればさ。しかし、今までやったてちゃね、そういう格好であんたの部落は誰と誰とてなんもんだから、ただ、栄町のごと太かた評議員会があって、班長がおってですよ、評議員会の中で何人か手分けして取りに行きたいなんかすんもんだから、今度は、ある意味じゃ立替払いとか何とかおきてくるわけでしょうが。そうすると、立替え払いのおきとって取ったがましというようなことで、あったかも分からんばってんが、今度は、いざ区長さんあたりが交代した時にね、そがんとれば大将が分は誰が責任持つとかということで、いろいろそれぞれそうした部落の中ではもう取らじいちょこうやっかと差し引きするぎ損するばってんですね。そういう例が過去にあったと思うわけですよ。ただし、やっぱりこれだけ太くなってくればですね、まだ裁判中やっけんどうのこうのてあるばってん、そりゃそのこと事態がまたああいう格好で裁判のあつていうた、また我々も知らんやったけんですね。問題もあろうばってんがこういう機会にやっぱりもっと前向きに減らす努力というのはあつて思う訳ですよ。真剣にあれすればですね。そこを督励される期間中にですね、もっとこう積極的に働きかけをする方法とか何とかあるとじゃなかと、というとは、その区長さんたちを通じてもですよ、もちろん、区長さんにすべてばうっかくとじゃなかばってんが、そいけん聞きおつとですよ。3月20日か25日決めてですね、そしてその督励してくんさいて俺は出来ると思うとばってんが、やっぱり出来んとやろか。どがんですか。

税務課長（桑原達彦君）

区長さんに対して督励をすつとは、区長さんの方から、じゃあ誰がいくらかということを開かんて督励できんという答えが返ってきます。ですから、区長さんには誰がいくらかというのは先程申し上げてますように、個人情報保護という観点からそれは出来ない。ですから、3月の末になってですね、3月の末ぐらいになったら55の行政区がありますけれども約3分の1ぐらいの区長さんは税務課に相談に見えていただきます。何年から前から情報ばもらえんとばってん、なしかていう苦情の区長さんもいらっしゃ

いますし、長年区長されてる方についてはですね、もう出されんとばってんちょっと納税組合の立場として情報を流してくれんかというようなことで非公式に尋ねられてる区長さんもあります。

実際 17 年度については 16 年度よりも完納区が 5 つ減をしました。減が 7、完納区が増えたのが 2 あります。徴収率等が落ちた行政区が 22、逆に徴収率が上がった行政区が 12、全く同じで増減がなかった行政区が 21 あります。先程からご指摘のように全体的な雰囲気としてはですね、徴収率を見てみますと、一般会計の分については 16 年度と 17 年度同じ徴収率を維持できましたけれども、国保については、まだ下がる傾向が続いているという状況で、その辺のいろんな手立てについては、保護条例との絡みと、あと納税組合との絡みと、その隙間を必死で探しながらですね、督促をやっているというのが状況でございます。

吉田委員

ちょっと少し前に戻るですけれども、さっき不納欠損の状況を法的根拠、そういうことで話をされたとですけれども、そこら辺はよう分かります。ただ、いろんな何条とか、かん条とか言われましたけれどもそういう中でですね、そういう人が、例えば上位 5 つでも 3 つでもいいですけれども、こういう条件の方が何戸あってどれぐらいの金額あるんだというのを上から 3 つでも 5 つでも良かから具体的にそこらへん教えてください。

それからもう一つですね、不納欠損 1 千万ばかり国保まで入れてやっ取るですね。それが大体 3 年間で 3 千万ばかりやろうという計画の下にそこをやられてきたわけですし、もちろんそういうこともしないといつまでたってもこういうことは帳面にだけ残って大変なことだと思うので、そこは理解出来るんですけれども、ただ今の徴収率、それからことは前年に対してどれだけ増加したよというそういう数字の報告があったんですけども、ただ結果的にはですね、前年度とことしの未納額は多くなってるですね、ことしの場合が去年よりも。去年よりも多く徴収が出来たと言いながらも。しかも、その 1 千万の不能欠損処理をしながら増えているという、そこら辺というのは調定額に対して現年度分がとにかく取れなかったんだということだろうと思うんですけれども、そこら辺を少し説明をお願いします。

税務課長（桑原達彦君）

不納欠損の具体的な部分ですけれども、先程若干ご説明をいたしましたけれども、個々に中々説明が難しいんですけれども、執行停止の分で申し上げますと、行方不明者が 4 名、死亡でその相続人が相続権を放棄されてる関係が 3 名、法人自体が消滅をしているのが 2 件、あと競売に掛けられて、無配当で終結をして財産等がないというのが 14 件で、計の 23 件は執行停止をかけてもらっています。

それで、時効の分につきましては、区分をいたしますと住所不明でもう分からないというのが 18 名、生活保護を受けられて担税力がないと認められるのが 4 名、本人が死亡

されて、相続あたりの手続をされてない方が2名、実際生活の困窮状態というようなことで判断しましたのが8名、競売事件、時効は過ぎてるんですけども、時効の中で競売事件で終結している分が4名、どうしても住所は設置をしてるんですけども、面談がどうしても不可能だというのが2名、九州外で費用の方が高つくだろうということで考えてますのが4名、その他5名と計47名が時効の分でございます。

実際、滞納者の上位の方々の状況ですけれども、実施お配りしている資料の上位者につきしては第1位が法人ですね、第5位が法人、第12位も法人ですけれども、この場合については固定資産税でですね、中々減らすことが出来ないような状況でございます。それで第1位の法人につきましては、18年度におきまして競売があつとりまして、競売で無配当の終結ということになりますので、18年度にこれも不納欠損等の処理が必要かなというふうに考えとります。それで、前年度の資料で法人が1,353千円の法人がございましたけれども、これについては完納をしていただいとります。

それと、もう一つの法人17年度で5番目の法人でございますけれども、この分についても、つい最近競売が完了がいたしまして無配当ということになりましたので、それについても最終的な法人の登記関係の調査、あるいは法人税申告の調査を今現在行っているところでございます。あと1件のその徴収率についてはですね、一般会計の分につきましては平成9年以来平成16年までずっと下がってきたわけですけれども、17年度で何とか16年度と同率にしたわけですけれども、先程ご指摘があったようにですね、どうしても滞納繰越分については昨年度よりも徴収率を上げたわけですけれども、その分の全体額よりも現年度分が残っていくという残り8%分が残っていくということですね、未納額が増えていく状況にあります。

吉田委員

ちょっと細かかですけれども、軽自動車税というのがあるですね、そこでも不納欠損270千円ですか、挙げてありますけれども、そして未納があります。それは、状況的にはどういう、例えば、さっきの不納欠損に入った分のいろいろな問題点のある方もおるだろうし、中には、関係なしに税金は払わんでごんごん乗ってさるきよるばいていう人のあるとか、そこら辺どがんなとととですかね。

税務課長（桑原達彦君）

軽自動車税につきましてはですね、先程執行停止した分が23件の中にも軽自動車税がありまして、執行停止した分が80,400円。時効の分が270,200円。内訳としてですね、その分をしますけれども、軽自動車税につきましては、実際ですね車検のある部分ですね、車検の分については2年に1回ありますので、必ず税金を納めんと車検が通りますので、何とか収入をしてやっとりましてけれどもですね。あと車検がない分についてはですね、実際税金を納めんで乗って回らるっとも中にはあると思いますけれども、中には実際乗ってないと、もう売ったということですね、手続を全然してなくてですね、

もう何年でん私は持たんですよいうところがあります。それで、私もそれはどうしてもおかしいということですね、いま滞納が残っている軽自動車税の1台1台につきまして、今実際所有しているのか所有していないのかですね、その分の調査を今年度でやろうということで指示をしております。それで、実際持ってない分についてはですね、持ってないとかも壊した分についてはですね、救済する規則を作っとりますのでそういうふうなのを使って整理をしたいと思います。

吉田委員

これは、町長に聞いたかとですけれども、一般質問の中でもですね、出来れば職員さん全部でですね1回くらい対応してみてもどうかという話をしたことがあるんですけどもそこら辺についてはどう考えられていますか。

町長（百武 豊君）

職員の問題だけれど、皆さんこの税金についてはですね、非常に関心を持っていただいていることにありがたいと思っております。これはですね、町の収入最たるものでありますからね、住民である以上は納めて欲しいと、所得があるから所得税がかかる、財産があるから税金がかかるはず、これを住民でありながら納めないという人は誠にいけないと。所得があるから納めにやいかんのにですね、それを納めないということはさっきから出ているように裁判問題が最たることと私は思っていますけれどもね。

やっぱり納めないということであれば、中にはさっき助役から話があった納税組合長さんたちもですね、班がありますけれども、その中で活動はしてないとおっしゃるわけですよ。しかし、この制度は昭和30年か31年からか規則としてありましてね、ずっと90何%税金が納まってるわけですよ。それが、裁判以来トントントンと落ちてましてね、秘密だから言えないと、役場に来て教えないという段階だからこれは納めない人にとっては非常に好条件が続いている。

しかし、不公平があってははいけませんからね、だから、さっきいろんなことが提案してもらった、田口委員からもね。やっぱり納税組合を組織している以上は、区長さんに言わなくても納税組合長さんに、お宅は活動はしてないと言いながらも報償金は欲しいと言いなさつとですよ。報償金は欲しいと。本来ならば活動してないというならば報償金は要りませんと言ってもらうのが町のためには助かるわけですからね。活動はしてないと言言をしながら、報償金は欲しいとおっしゃいますからね。これからは納税組合もさっきからも意見が出てくるんですけども、活動をしてもらいたいと。

例えば、区長さんは出来なくても納税組合の中には10名かいくらかおりますからね。お宅の班は納まってない人が居りますよと、名前は言わなくても、言うならば納税組合長責任において、納税組合に集まってもらって、誰が納めてないのかと、困るじゃないかと。これをいち班が納めないとですね、区の財政にも響くわけですよ。そういうことをひとつ知恵を出してやらざるをえんのかなと。

今ですね、税務課も課長をはじめ、担当の職員達は非常に汗を出して回っとりますよ。それは分かっとります。書類で見ても分かるように、ひっきりなしにですね。金融調査までしたりなんかしとりますから。しかし、手っ取り早くそういった問題が出来れば良いなと思ってますから、いい知恵も出してもらったなと逆に思っとりますからね、逆にそうやって意味では名前は言わなくても、お宅の班は納めてない人がありますから、啓蒙してくださいと、これは区長さんよりも課長が良いんじゃないか。どうね。それじゃなければもうあんたもう報償金は要らんなら要らんと言って頂戴と。そしたら、町は助かるわけだからね。しかし、それよりも報償金は頂いても、やはり町の収入が増える事が良い。そういう思いですからね。もともと私に平成11年の報奨金の2千万あるのをこれを僕に役場に返せというのが裁判の始まりですよ。それは裁判は続いて、最初もう勝訴したけれどもまた続いてますけれどもね。やっぱり、そういうことから落ち込んでいったのが事実です。今までは30年代からやってるのに良い制度だからということで、以心伝心いろいろ得策をしないでも、まあ時期が来たから一括で納めようとか分割で納めようとか納まってきてるわけですよ。そういうことから納めない人が給食費から何か何でも影響があってますよ。そういうことではいけないと。だから太良の住民であるならばやっぱり納めるものは納めて、胸を張って正々堂々と役場に物を言うときは言うてもらいたいと。得てして納めん者に限ってよんによ言う人もおるのも分かりますけれどもね。自分の義務はちゃんと果たしてもらって言うべきことは言う。そういう賢い町民になって欲しいと。活動はしてないけども報償金は欲しい、こんなナンセンスがありますか。やっぱり指導の仕方もありますから、良い皆さん関心を持ってやってもらったことだから、これはもう前向きで、課長、こういうことを研究せにゃいかんね。そう思いますから。

吉田委員

いろんな徴収の方法を今から考えてやってみると、職員全体で当たるのはまだ時期尚早だとそう言う答えですか。

町長（百武 豊君）

いや、前から課長達から係長達を含めて回ったことある。

税務課長（桑原達彦君）

ご質問については3月議会で坂口祐樹議員の質問があって、時間切れでいかなかった分だと思っておりますけれども、全庁的な徴収率、徴収対策としましてはですね、事務局は財政課なんですけれども、未収金の対策検討委員会を設置してですね、出来るだけ課を超えた情報を、お互い共有をして、横の連絡を取りながらですね、滞納者の実態を把握に努めて検討を行っておりますけれども、一応、年未年始につきましてはですね、全管理職と税務課職員により、徴収班を編成し夜間訪問等を実施しております。

委員提案の全職員の滞納整理につきましてはですね、あくまでも税務課としての考え

なんですけれども、財源確保という意味から全職員が危機意識を持って、滞納整理に従事する事はですね、職員一人一人がですね、自主財源の重要性を再認識する意味でも重要な事だと思います。それで、町民と直接対話をする事で、納税者とか住民の意識をですね、特に税に対する意識を直接感じる事が出来るということで、一定の効果はあると思います。

その一方で、税関係といいますと、よその課と比べまして、役場の中の一般の業務では全然逆のような仕事をしておるもんですから、ややもすれば税務課と住民の間で摩擦が生じる事も中にはあります。また、摩擦においてトラブルを抱え込むということも実際あつとります。それと同時に、こういう町ですから知り合いも多くですね、公私の区別が非常に難しいという側面も正直言ってございます。特に、納税者に対する各種情報については、ちょっと秘密事項ということに法律上規定をされとりますので、その情報を適切な取り扱いをしながら徴収をするということについては特段の配慮が必要なわけです。それで全職員の徴収につきましては、職員色々ありますので、全く税の知識がないという部分について住民とのトラブル等の懸念もありますので、そういうところも十分検討する必要があるというふうに税務課としては考えとります。全庁的な問題として税務課の立場はそういう立場でございます。

町長（百武 豊君）

もともと裁判問題が発生した時にですね、相手は議員ですよね、議員でありながらこれをやったんだから、本当は議会にいながら、なんで議会でそういうことは喧々諤々議会で大いにやらんばいかんとば、私とはちょっとやったかやらんか知らんけど、何も議会議員でありながら議場ではいっちょん論議はせんで、いきなり裁判ていうことですから卑怯も甚だしいですよ。そう私は思っています。議員でありながら堂々と議場でやらんばいかんとば、誠に卑怯ですよ。

岩島委員

町長、これは難しくはあると思うんですけども、昔、私が若い頃は、県の県税事務所とですよ、町村とでテレビとかラジオとかにペタペタ差し押さえれば大概したですね。しよんさった。あがしこ今でんすればびくってするとじゃなからうかにやて思うとばってんが、その差し押さえの手続等がですね、出来んもんかどうか、やっぱりね、全部はせんにしても太良で二、三件なつとんそればするぎにや、あがんさるつきちょっと困っけんやらんばていうとの出てきやせんかにやていう気もするとですけどなかなか難しかろうかね。

町長（百武豊君）

今の税務課では、もう何回督促してもいけない成果が出ないので、すみませんがもう金融調査をさせてもらいますというようなことまで通知をやっているような気配がありますからね。これは確かにね担当者は大変だと思いますよ。さっき吉田委員、田口委員か

ら3,000万円も、いわゆる不納金処分問題が出たけれども、その時は小山助役だったけど、もう時効ですけど、何ば言いおって、太良の者じゃなか者は太良の事は考えとらんやて、俺が瞬間的に考えたんだけどね。取れるのは取ってそういう処分する前になんで取る努力をせんのかと、私は思って、これは判は押さんやったです。その時は江口課長やったかな。（「そうですよ」と呼ぶ者あり）判は押さんやった。そいぎ、やむなく相談があって、助役も中に入ったごとしてじゃあ3年掛けてやむなくやったわけです。時効になる前に、やっぱり徴収に努力をせんばいかんと。時効になる前に。こういうことは従来ずっとなされとらんけん時効ですよこれは、そがんことを言われたっちゃ私は聞こえないと言ったんだけど、一辺に3,000万も来たからびっくりしたんですよ本当。

岩島委員

町長、私が聞いたことに応えてください。差し押さえはするごたる気持ちがありますかて聞きよつとですよ。

町長（百武 豊君）

いや、そういうつもりでやれと俺は言ってるんだから。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）もちっとしたかこともありますよ、これはいつも差し押さえをしろと決算委員会でいつも議員方から出てるんですよ。

税務課長（桑原達彦君）

差し押さえにつきましては、16年度に1件実際差し押さえをしております。17年度については、手続を5名の方に差し押さえをするということで最終的な通告をしましたけれども、以下のような条件で保留をしとります。

先ず、差し押さえの前に20名の方について財産調査を実際行いました。金融機関と生命保険会社等ですね。20名の方を財産調査を行って、金融機関、登記所あたりを全部調査をいたしました。最終的に5名についてですね、差し押さえを前提に最終の催告を行ったりします。しかしながら、2名の方についてはそういう手続を行ったところ、納付制約をしていただきまして一部納付ということで時効が中断をして保留をしとります。あと、3名の方については実際預金が全然なくて、不動産等あたりはすべて抵当権が二重三重に設定をされて、換価できる、金に替えるだけの差し押さえ物件が見当たらないということが一つ。それと、競売にもかけられておりまして、配当がないという終結がされておりますので、その分については差し押さえが出来なかったと、実際不可能な分は差し押さえ出来ませんので出来なかったということで実際5名についてはやろうということでですね、前段階まで手続をしましたがけれども2人については一部納付をしていただいたと、後3人については差し押さえる財産が今のところないということで保留をしとります。

岩島委員

今ちょっと私が言いよった、そがんしよんさるということは私達は知らんですもんね。やっぱり、差し押さえばしよるとかそがんしてしたと言うとば全く分からんわけですよ。我々にさえ。だから、やっぱり脅しじゃなかですけれども、滞納者にはですね、差し押さえを、手続を取ってすぐやりますよとかぐらいはずっと言いよらんぎさ。

今、実際話ば聞いて見ると何件かやったということですから、良いことをやっとな、これくらいの事は出来んのかて今言いよつとに、しよるということですから良かことですけれども。

やっぱり、滞納者には脅して言うぎいかんばってん差し押さえ手続を取ってちゃんとします、しますよ、ぐらいはやっぱい言うたりしよらんとですね、極端な言い方ばすれば、滞納はしとって良か自動車ばまわしたいなしたりしよんないばて言うたら、その車が名義人が違ってみたりして出来んというのもあるて思うんですよ。

しかし、そこんたいは差し押さえするよ、するよ言いよれば、やっぱり誰でんちゃあがつかたいなしたりするけん、あいばちかっとないとんやろうかな、さっきの話じゃなか2件じゃいあるていうことでしょ。それで、したぎいくらずつじゃいやって、それなとんしていけば時効にゃならんわけですよ。

町長（百武豊君）

いや、それはやれて毎年決算委員会出ておったからですからね、実行してるわけだけでも、税金が収まらないと不公平になってですね、他の人の税金が、今度は課税を上げにゃいかんわけですよ。そういうことになるといかんから、不公平是正のためにもそういったことはやむえんだらうと考えとりますけれどもね。

吉田委員

今の20名の調査というのがですね、どういうふうな状況なのか私には分らんですけども、出来ればですね、今あと5名の方の3名、当然もうそりゃ不納欠損せんばどがんしようもなかじゃっかいという受け止め方ば今するとですけども、そこら辺じゃなくしてもっと取りやすかとばさ、すぐ取るつとば差し押さえするばいて言うた方が一番良かとじゃなか。苦しかとこいばっかり突っ込まじ。もっと優しかとこれ。

税務課長（桑原達彦君）

差し押さえについては、悪質な部分からということで一応考えとります。それで差し押さえが何でもかんでも出来るかということは実はそうでもなくてですね、給料が18万円以下やったですかね、4分の1しかできないとかですね。生活に困るようなことは出来ないとか、その判断が非常に個別に一個一個当たった上でですね、差し押さえばしたものが実際効果があるかという部分がありますので。実際いざ差し押さえをしたと、例えば、土地を差し押さえをしたと、そしたら、その土地が果たして金に換えられるかと。金に換えられないような部分は差し押さえはしちやいかんというような条文もありますので、その辺は個々に判断をしておりますので、先程吉田委員からありましたよう

に少ない金額がやり易いからすれば良いということで、ひと通り意見だと思ってお聞きしたいと思います。

吉田委員

例えば12月にね、1月1日の前は向こうにおったと。1月何日か明けてから結婚をしたと。例えば、大阪におってですよ、結婚をしたと。税金は当然向こうに当然納めんばいかんですもんね、向こうに。そがんとは、結婚してはって来たけんがそのまましていっちょこうというごたつとは多かたですよ。そがん時はすぐもう差し押さえますよて来るですもんね。1月1日から12月31日まででしようが、その期間中はよそん者ですよ。1月過ぎてから結婚して太良に来るでしようが、もう知らんふりしていっちょくとですよ、そがんとは。よその、例えば大阪でも東京でも良かたですけれども、そんまましていっちょくとですよ、税金納めんて。ところが、それはもうすぐ来るですもんね。差し押さえますよていうて。そのくらいのことはせんばいかんとじゃなからうかて言いよつとですよ。

税務課長（桑原達彦君）

督促を毎月出すわけですけども、催告書についても年4回、催告書を出しとります。それで、東京都辺りはすぐ差し押さえの通知を出されると、東京都はすぐに出されますけれども、法的にはですね、納付期限が過ぎたら20日以内に督促状を出して、10日以内に納めないで差し押さえというふうに法的には明記をされておりますので、その分を文書として実行をされておる部分とされていない部分があると理解をしております。

議長（坂口久信君）

この20番の固定資産税についてお尋ねをしたかたですけども、固定資産税というのは町の一番財源の大きかところですけども、一点目は固定資産税は何年に一辺か評価替えがあつとるとて思うとばってんが、武雄市と嬉野市やったかな、ちょっと私が聞いた話ばってんが、我々業界あたりの多きなとのですよ、ある程度人に見直しをされたら軽減を非常にされたという話ば聞いたわけね、例えば、今までかかったたよりか大分安く評価が出来たと。そりゃ何隠しじゃい何じゃい分からんよ。評価をしてもらうということで、非常に我々ある程度の固定資産税がある中で、その辺の見直し辺りはそういう人達を使って見直しされたとき軽減が出来るものかどうか、どういう評価でしよるのか。その辺について分かってれば教えてくれんかな。

税務課長（桑原達彦君）

多分、3年に1度の評価替えの時点での評価の変更だと思います。その中には、土地につきましては、住宅地、宅地と非住宅はまた税額が全然違います。住宅地の中でも住居が建ってる部分が3分の1とか6分の1とか違います。土地についてはたまたまそういうのが出てきたのだらうと思います。

住宅地、非住宅地、居住部分、非居住部分についてはですね、毎年1月1日現在の状

況を把握して再検査をやるというようにやっていますので、日常的にこの部分は宅地だったけども逆に住宅がもうなくなったとか、逆に住宅が建ったとかいう場合は、大幅な土地の固定資産の変動がある場合も、だから、その分については毎年毎年見直しを行っています。

議長（坂口久信君）

言われんとすることは分かるばってん、そりゃ我々だって分かるわけね、ある程度は。そりゃそれで良かばってんが、固定資産税が町の一番大事な財源やっけんね。ある程度3年毎の見直しの中で、どんどんいくらかずつは落ちてくるばってん、我々だって同じ事、大幅な落としは中々なかとばってん、その辺の考え方は基準で決まっとるとかどうかん私は分からんとばってんが、その辺の見直しした時のどのような考えである程度、いくらかは下がりよるとばってんさ。幅というのが法的に決まるとのかどうか、多分町で決めとると思うとばってんさ。

税務課長（桑原達彦君）

家屋についてはですよ、全て評価基準がありまして、それについて経年でどのくらい落ちていくというのは全部評価基準が全国的に決められとります。

それで、土地についてはですね、地価調査の結果、今、若干落ちてるとお思いますのでその結果、少しずつ落ちてるという傾向だと思えます。

これについても算定の仕方については全部国で基準が決められとります。地価調査の調査については、各県も市町村もそれぞれ評価をですね、鑑定評価をしていただいて、それに基づいて3年に1回やっておるとい状況です。

議長（坂口久信君）

決められとる、多分そうやろうて思うけど、町の評価はですよ、町の、土地の評価とか、建物評価、町独自で決めて良いのか、もう例えば県が決めとるけんが、県に準じてしよるのか、町は町単独で評価、土地の評価辺りはある程度決まっとるたい、そういうとはどがん、例えば、町独自でも良いのかどうか。

税務課長（桑原達彦君）

評価額の決定自体は町が行います。しかし、決定をする基準については、国の示される基準でやとります。地価調査についても、県全体で並べ比べはされておりまして、指導もしとりますから計算は町独自でしとりますけれども基準はすべて全国的に統一した基準でやとるといのが状況です。

決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑を終了致します。

お諮りします。

各議案の討論・採決につきましては、特別会計の審査が終了いたしましてから一括討論採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

よって、討論採決は特別会計の審査終了後、一括討論採決をしたいと思います。
入れ替えのため暫時休憩します。

午前 11 時 23 分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

議案第 71 号 平成 17 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 72 号 平成 17 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 73 号 平成 17 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 74 号 平成 17 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 75 号 平成 17 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。休憩を閉じ、委員会を再開
します。

ただいまから特別会計の審査に入ります。

お諮りします。

議案第 71 号から議案第 75 号までの 5 つの特別会計を一括して審議したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

異議なしと認めます。

よって、

議案第 71 号 平成 17 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 72 号 平成 17 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 73 号 平成 17 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 74 号 平成 17 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 75 号 平成 17 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

以上特別会計の一括審議に入ります。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

《 老人保健特別会計の説明 》

《 国民健康保険特別会計の説明 》

- 《 山林特別会計の説明 》
- 《 簡易水道特別会計の説明 》
- 《 漁業集落排水特別会計の説明 》

決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたが、質疑は午後にしたいと思います。

昼食のため暫時休憩します。

午前 11 時 58 分 休憩

午前 13 時 00 分 再開

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、ただちに委員会を再開します。

午前中、関係課長の概要説明が終わりましたのでただいまから質疑に入ります。

質疑の方は特別会計名とページ数を言ってから質疑をお願いします。

質疑の方ありませんか。

岩島委員

82 ページの山林会計の中で、下の表の作業道整備、公団造林の 2,000 メートルで 71 千円とありますが、これはどういう工事をされているんですか。この中身を説明してください。

農林水産課林政係長（大岡利昭君）

お答えします。

作業道整備につきましては、公団造林地の 2 社契約地の作業道の除草、草払いの方をやっております。

以上です。

岩島委員

草払いは何平米ですか。

農林水産課林政係長（大岡利昭君）

舗装の分と未舗装の分がありますので、ちょっと面積的にははっきり出しておりませんが、距離で出しております。だいたい道幅の前後 50 センチ程度を払っていただくということをお願いしている状況でございます。

岩島委員

その積算根拠。何平米で何人でどうこうというのがあるはずですからそれを教えてください。

農林水産課林政係長（大岡利昭君）

お答えします。

機械作業員ということで、1ヘクタール当たり10.1人の積算で、先ほど失礼しましたけども、面積については4,000平米ということで2,000メートルの2メートルということで積算をいたしております。

以上です。

岩島委員

4,000平米というと、1ヘクタール1.1人ということは……。(「10.1です」と呼ぶ者あり)10.1ということは、1人で1,000平米ということですね。1,000平米ということは、1メートルずつするぎ、1,000メートルということたいね。そいぎ、2,000メートルで4,000ということは2メートル平均ということですか。

農林水産課林政係長（大岡利昭君）

はい、2メートル平均なっております。

岩島委員

そのヘクタール当たり10.1という根拠たいね。どのようにして出していますか。何か理由がありますか。

農林水産課林政係長（大岡利昭君）

お答えします。

県営林の事業単価から歩掛を持って参照して積算をしております。

岩島委員

それは委託ですか、何ですか。

農林水産課林政係長（大岡利昭君）

計上については、これは委託で計上しております。

岩島委員

委託先。

農林水産課林政係長（大岡利昭君）

委託先は大橋恒産です。

岩島委員

今ですね、道を払っていくとは勾配もあるうし、若干危険性もあるけんがという気持ちでおりますが、昨日の森林公園の話にまた戻りますけれども、あそこは1ヘクタールで11.6人で組んどるて言うたですよ。森林公園の下払い委託管理。

農林水産課林政係長（大岡利昭君）

お答えいたします。

雑草木の草払いと竹の除伐とによって、若干積算の根拠が違っております。草刈りについては10.1、竹の除伐についてはまた違っております。それから、複層林の草払いに

については10.6で、手刈りと機械作業ということで分けております。

以上です。

下平委員

81ページの歳入について、まず1番についてお尋ねをしたいんですが、この間伐等売払収入として962千円上がっておりますですね、これはだいたい経費とか何とか含めて残ったのが962千円だということだと思っておりますが、これは相対的な事業費というのはどのくらいやってこのくらい材の収入として上がったのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思っております。

農林水産課林政係長（大岡利昭君）

お答えいたします。

立木の売払いの中で、町有林の間伐材と官公造林、それから支障木というふうに下の表を見ていただければ分かると思っておりますが分かれております。それで、町有林の間伐につきましては町の整備の中で、町有林保育の中で見ていただきたいと思いますんですが、間伐を45.37ヘクタール実施いたしております。その間伐材を買い受けしていただいた分が町有林の間伐材で計上いたしているところでございます。

それから、官公造林につきましては、官公造林ということで森林管理署が販売をした部分の経費を除いた、これが五分五分のあれになっておりますので、その半分を町の方に上げているといったような状況です。

あと、町有林の支障木については電柱とか、そういうもうちょっと邪魔になった木を切った場合の収入ということで上げております。

決算審査特別委員長（末次利男君）

五分五分のあれというのは。

農林水産課林政係長（大岡利昭君）

分収比率がですね、5対5ということになっておりますので、そういうふうに計上したところで、経費を引いた分が買い付けでいくら買っていただくということで、だいたい立米あたり2,000円ていうと、ヒノキとか杉によっては違いますが、そういったので買っていただいているといったような状況になっております。

以上です。

岩島委員

82ページですね、町有林巡視委託料でありますね、418千円。これの契約の内容。

農林水産課林政係長（大岡利昭君）

お答えいたします

これにつきましては、町有林の巡視管理ということで、今お二人さん委託をいたしております。それで月3日以上ということで、その12カ月、5,800円ということになっております。その積算が418千円ということになっております。

以上です。

岩島委員

その月3日廻られたというのは、何か日誌か何かば作って確認されてますか。あなたたちが確認してますか。

農林水産課林政係長（大岡利昭君）

これにつきましては、日誌を、手帳につけていただいたやつを見せていただいているというような状況になっております。これにつきましては、監査委員からも指摘がございまして、どこにどういったかという具体的な中身まで書いてくれということで、そういう指導をいたしております。

以上です。

吉田委員

80ページの分収林ですけれども、59.71あるですね。これで不幸なことに分収の解約ということがあったんですけども、一番今から契約上で長くする、部落としてやられてますけども、一番長いのでどれくらいですかね。

農林水産課林政係長（大岡利昭君）

お答えいたします。

一番契約期間が長いのがですね、中尾分収林の1.42ヘクタールの部分が平成31年3月までということになっております。

以上です。

岩島委員

最後の漁業集落の件で、ここに接続世帯数とか何とか書いてあるやつが載ってますけど、これもいつもずっとですけども、だいたい100%に目的を持っていかんばいかん思うんですけど、86.2%でなっとっけん、まあまあということでしょうけども、毎年毎年ですね、繰出金が出ておりますが、これが毎年ふえてきおるわけですね。だから、いつか議会の中でも話があったけれども、ある程度委託とかいう話が出てきましたけれども、このままでいきおると、どんどんどん町費から繰出しだけしていくわけですけども、基金はなかわけ、一般財源から繰り出さんといかんわけでしょう。その辺が節約の方法としては、いろいろ議会でも出てますが、検査手数料の問題とかですね、それから、例えば、ああいう検査の資格を持った職員がおればいらんとかですね、あるわけですけども、これはそういうふうな考え方は今ありませんか。経費節約を、どのようにして繰出しを少なくしていくかということについての検討をされたかどうか。

環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今、一番経費、繰出金が多くなっているのは、一つの原因として償還金が一部あります。それと、昨年度のこの委員会でも答弁してあると思いますけど、やっぱり料金等の

見直しをしていくらかでも一般会計の繰入をですね、少なめにしていく方法で検討していきたいとは思っております。

議長（坂口久信君）

今のとに関連して、今回龍宮さんが被害にあわれてですよ、そういう状況でまだ1件減る可能性もあるわけね、そがんとで何カ月来るとい状況でしょ、実際言うてね。そいかていうて、なかなか値上げは試金石ということで一番最初からしてきとるもんやっけんね、非常に難しかわけね、そいならどがんせんばいかんかですよ、そういう状況の中で。やっぱり全体ばもう一遍見直す必要があるとじゃなかなかと。

1回は竹崎現体制ば汲み取りあたりでん同じこと。そういう人たちの飯ば食わせんばいかんけん、管理もさせんばいかんというような、多分、前そがん話もあつとっけんね、そがんとも含めて料金等も考えていかんぎとさ、値上げするぎとまたわあわあ言うて、絶対もめるとやっけんさ。そいけん、もめないような方法、値上げもあんまり出来ないような状況の中でね、全体、いろんな部分、薬品含めて、いろんな経費節減、いろんな管理、委託、そがんとも含めて、例えば、よそも聞いたりなんたりしながら再検討せんぎとさ、大変なことになつとやなかなかと危惧するわけ。

そいけん、もう一編そがんとば聞き出して見てね、調べたがようなかかなと思うばつてんね。

環境水道課長（土井秀文君）

他の市町村とも並べ比べしてですね、どういった感じの方法でしているか勉強させてもらって検討したいと思います。

岩島委員

決算書の295ページの今の関係ですが、ここに役務費で280万程出してありますが、これの手数料2,691千円というのは何ですか。

環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

処理場の汚泥引き抜きと水質検査手数料です。

岩島委員

その内訳分かりますか。

環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

汚泥汲み取り量が281トンです。料金で2,668,680円。

水質検査が年1回です。23,000円です。（「水質検査は何か安くなったて言うたろ」と呼ぶ者あり）それは水道です。（「これいくらて」と呼ぶ者あり）23,000円。

岩島委員

それともう一つ、その下の処理場の270万の管理委託はどこにしとつと。

環境水道課長（土井秀文君）

鹿島の藤津清掃と太良の太良清掃です。

岩島委員

それはどがんとば、その中身を教えてください。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

管理委託ということで、前期、後期で100万ずつで、前期が太良清掃、後期が藤津清掃という順番で200万組んで実施しています。そして、施設の機器類の管理ということで西原テクノというところに40万、電気保安協会の方に発電機関係の保守点検で204千円組んでおります。それと、竹崎管理組合の方に施設の管理ということで、緑地広場関係の前の周辺の管理委託を96千円です。

以上です。

岩島委員

その前期100万、後期100万という根拠はどがんふうになっとっと。

環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

半期ずつの業務内容ですけれども、当然機種等、機械の点検ですね、それと水質分析ということで、先ほど申しました水質検査は年に1回しておりますけれども、点検時の水質の分析ですね、それと中継ポンプが3カ所ありますけれども、その3箇所のポンプの点検、清掃、それから、配水管などの点検もさせております。その中の契約が半期で100万ということで契約しております。

岩島委員

そういうふうに100万で委託した時の管理の日報とか、その時間とかそういった全部確認をしておりますか。

環境水道課長（土井秀文君）

点検にきおつとが週に1回ですので、月報として毎月提出をさせておりますし、施設に入る前、帰り、当然うちの方に報告させてます。

下平委員

さっき説明いただいた訳ですけれども、私、ここに残った金、その前の金になるまでの行程の中でどのくらいかかったのかということをお尋ねしたと思うんですよ、質問の仕方が悪かったか分かりませんが、何本、材積ということじゃなくて、これだけの事業をしてですよ、どれくらい実際金が、事業費がかかるのかということをお尋ねしおるとです。分かれば、もちろん輸送費とか何とか、搬出とかね、実際、1事業でやった場合はこのくらいになりますというところを知りたいわけです。

農林水産課林政係長（大岡利昭君）

お答えいたします。

先ほど答弁漏れのような形になっていたようでございますのでお答えをいたします。間伐材の分につきましては、間伐の内容によって、切り捨て、それから林内集積、搬出といった分類がなされております。この場合、主に上がっている部分については、特定間伐団地の搬出ということで、先ほど45.37ということで、事業全体で45.37ですけれども、一応搬出につきましては、36.78で、ヘクタールあたり約300千円程度の経費がかかっております。これはあくまでも林野まで出すという形での積算になっております。

それから、実際売払いにつきましては、そこからトラック運送なり何なり市場まで持っていかなくはいけませんので、その経費を引いた残りが先ほど申しました間伐材の収入ということで上がっております。

以上です。

恵崎委員

先ほどの漁集の295ページの処理場管理委託料ね、全部で2,700千円。いつからかがん、今私が手元に持っとつとが、去年もいっちょん変わっとらんもんね、決算は、2,700千円。やっぱりこういう厳しか財政の中でですよ、いっちょん変わらんというのが、やっぱりこの辺も何か努力をしてもらわんばいかんし、これは13年度から供用開始なるとるばってん、決算は13年度からはどがんなとつかね、この部分は、2,700千円の部分は。去年は少なくとも一緒ですよ、全くことしと、16年度と17年度は全く一緒。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

お答えいたします。

平成13年度からの委託のトータルなんですけど、平成13年度4,209千円です、平成14年度4,302千円、15年度が3,488千円、16年度2,700千円、17年度2,700千円となっております。

恵崎委員

分かりました。今過去の数字でやっと分かった。そいぎ、16年度と17年度が一緒では当初からすっぎ下がってはおっですけど、これはどういうことでこういうふうに、まあ数字的には下がるとるばってんが。

もう、これが限度ということはなかるうばってんが、だいたい交渉する時に、見積り何か取って決めるわけ、だいたい、最初の予算の時は。

環境水道課長（土井秀文君）

契約する前にですね、やっぱり業者から見積りを取って、それで、見積りを見ましてある程度のところを交渉をお願いしてですね、安くならないかと交渉はしますけれども、昨年度については前年どおりでいっていると思います。交渉ができなかったのか、いっぱいいっぱいのところまで業者の方がやってくれているのか、それはちょっと確認はとっておりませんけれども。

恵崎委員

そいぎ、だいたい 13 年度から 2 つの業者でやったばってんが、13 年度からずっと業者は変わらんわけ、ほとんど。例えば、よその業者を法的に入れられないというとか何とかそういうあいがあるとかね。

環境水道課長（土井秀文君）

点検につきましては、先ほど議長の方からも少し出ましたけど、合特法の関係ですね、従来生し尿をしていた太良清掃と藤津清掃ですか、その 2 社を選択して、もう一つの西原というのは機械を設置したところの業者ですので、その業者 3 社ですと行ってあります。

恵崎委員

一番最初の業務内容がどがんやっけん、こがん安うなっ取るかていう話ば聞かせてもらいたか。

環境水道課下水道係長（塚口重敏君）

手元に資料を持ってきておりませんのですいません。

議長（坂口久信君）

多分、途中下がったのはいろいろ指摘を受けて下がったと私は理解しております。その中で、今 2,700 千円 2 社でおるということで、週 1 回しおるという答弁ばされたと思うばってんが、それが果たして週 1 回せにやいかんのか。

例えば、我々が月 1 回しおるわけね、ここはいろんな問題あるけんが、例えば、週に 1 回をね、月に 2 回にするとか、いろんな方法が考えらるって思うとばってん。そういうとで見直しを図っていくとか。それが法的に出来んとならそれはしょんなか、あいどん、我々も月 1 回で何万円という料金を払いおるわけですね。それが高か安かはちょっと私は分からん。

そしてですね、もういっちょ役務費の中で 281 トンで取って、これ年 1 回取りおるのか何回取りおるのかちょっと分からんばってんが、その辺も答弁してくださいよ、そして二百いくらというようなことで、多分これは週末処理の話やろうけん、一番最後の汚かところの処理でそのくらいの値段を取りおると思うけんが、この辺についてもどがんかなと思っております。

そして、その上の光熱費ね、光熱費が 2,900 千円、3,000 千円ばかりかかりおるし、その辺のどがんとにかかりおるのか、修繕料の 954 千円というのもこの辺の何の修繕をされたのかその辺について答弁をお願いします。

環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

最初の 2,000 千円の業務委託契約の中では、毎週火曜日の回数については、今後委託業者と話し合いをしてですね、それとその専門の機械屋も入っていますので、そういった回数を減らすことが可能かどうかということは検討しながら出来るものなら減らして

いくように努力をしたいと思います。

さっきの汚泥の汲み取りですけれども、毎月1回ずつ行っております。月1回です。（「水道光熱費」と呼ぶ者あり）光熱水費については、施設全体の電気料とその点検時の水道も使いますのでその分を入れております。

17年度の修繕料につきましては、ポンプ、管路、浄化槽全体のセンサー、それと中継ポンプなどの修理を行っております。

議長（坂口久信君）

例えば、281トン、月1回取りおって今言わしたね。これにしても月1回取らんばいかんのかどうか、そういうのがあるのかどうか、それも一つ。何でかという、やっぱり旅館は年に1回、一番終末の汚泥処理は、法的には多分1回でよかつじゃなかなと感じております。それを、毎月このように取れば、それはそれなりの金がかかるし、その辺も確認をしてください。多分、毎月終末を取らんばいかんとか決まっとらんはずと思います、私は。それも同じ事、毎月取らんでも年に2回でん取ればそれなりに料金が安くなって思うけんがさ。それだけその終末が汚れとるかどうかも分からんよ、あいどんだいたい旅館業あたりはほとんど年に1回ぐらいのあいて思う。そいけん、漁集やっけていうてせんばいかんとか私は分からんよ。そいけん、そういうとも含めて年に何回か、例えば、月1回するのを2カ月1回するとか何かしても、その汚泥というのは一番最終終末でちょこつとこういらんくらいでそがん無茶苦茶ひどうなって思わんとばってんね。そがんと含めて中身ばよう、法的にも何でも合わせながら検討していただきたい。法に抵触するようなことは出来んけんね。そいで、法に抵触せんなら相当の削減が出来るとじゃなかなかなという考えば持とつとばってんが。

環境水道課長（土井秀文君）

今ご指摘がありましたようなことをふまえてですね、今度勉強して、節約できる分は節約出来るように努力したいと思います。

岩島委員

これは、家庭用合併浄化槽の話だけどね、県から検査に来ますね。こりゃそろそろ替えさいの、掃除しいさいのて言うですよ。ところがね、いやーおりゃもうちょっとぎゃん6万も、7万もかかるぎちょっと待たて言うて1年先送りしてでん罰則はなかくて言うたですもんね。だからやっぱりね、ちーた辛抱ばさすところはさせんぎね、そりゃ基準どおりさ、やっぱりこんくらい補給せんばばいてあいどみゃ言うけん、それを1年でん2年で先送りしてでん罰則はなかし、そうすると、今おっしゃるように月1回とかせんでもよかつじゃなかるうかて私は思うけん。その辺も少しは検討してもらわんばいかんですね、そして辛抱できるところは辛抱してもらわんぎ。ただ、私が最初言うたように繰出金がどんどんどんどん増えおると、やっぱり繰出金はもう、結局償還はこれはもう絶対的なもんやっけん、経費をやっぱり安くして、町費の一般財源からの繰出をな

るだけ抑えていくという手段をしてもらわんと困るですよ。

さっき私もちょっと言いたかったとないどん、使用料ば上げんばいかんたい、こっくの時はて言いたかいどん、あんまり上ぐっていうともまたいろいろあるけんが、やっぱりまず経費を落とすと、それでも二進も三進もいかんときはやっぱり上げざるをえん時期が来ると思うんですよ。だから、これだけ経費も落としたけれどもしょんなかという時期が来れば上げざるをえんと思うですね、そういうふうにして検討をして。

議長（坂口久信君）

使用料ば上ぐって言えばね、もうもめてどがんもされんよ。ほんなこてあなたたちは、実際の話が。試金石で、使用料もある程度決めてしおるとやっけんさ、加入率は100%いかんばってんがね。そいけん、今度は竹崎んもんから逆恨みに合うようなことじゃ出来んけんね、そこんにきは業者さんには気の毒ばってんが、実際言うてそういう状況やっけんがということを切々と訴えてね、やっぱりいくらかでも努力される分は努力していただくように、そりゃ業者さんも飯ば食わんばいかんけんね、なかなか言いにくか部分もあろうばってんが、あなたたちからすれば。

坂口祐委員

この漁集の使用料の根拠の確認ですけれども、基本的には施設の管理費を賄う分で使用料金というのは決定されたんでしたっけ、その確認をまず。

環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

使用料金の決定については、当時私おりませんでしたので詳しいことは分かりませんし、ちょっと資料持ち合わせませんけど、基本的には料金でその施設賄うのが普通ですけれども、今の状況でいったらかなりの金額になると思うので防ぎたいと思いますけれども、すいません。

坂口祐委員

今の使用料金というのが約8,500千円なんですね、施設の管理費が約10,000千円、もし、これ加入が約100%になると、ちょうど施設の管理費ぐらいの金額になるかと思うんですよ、約10,000千円。ですから、算定の根拠というのが加入率を100%にして、世帯と一人あたり500円ずつになったのかなというふうに僕は認識してるんですね。結果的に86%という接続率、で、管理費を賄うだけの使用料金が得ることが出来なかったということだと思ってるんですね。

例えば、施設の管理を指定管理者で竹崎地区の方に委託をするとしますよね、そしたら、竹崎地区の方が当然加入率を100%にするための努力をされるだろうし、それを賄うことが出来なければ当然経費を下げる努力をされるかと思うんですよ、それが出来なければ一人あたり200円の増額を、今一人あたり500円ですから、これを700円にすると約10,000千円くらいまでなるんですね、使用料が。ですから、やっぱりみんな負担

というのは望まれないと思うんですよ、一人当たり 200 円の増額をしないがために、やっぱり経費を落としたり、加入率を上げたりされようかと思えますんで、当然その努力をするために、指定管理者で竹崎に管理を委託するという事は考えた方がいいのかなというふうに思いますけれども。

環境水道課長（土井秀文君）

指定管理者の件ですけれども、当然先々の漁集の方も指定管理者はしてはどうかということで一応候補にはあがっていますので、今後検討していきたいと思えます。

恵崎委員

決算書の 295 ページの公債費の元金のところですが、15,500 千円ぐらい、去年が 8,400 千円ぐらいですね、だいたい約倍ぐらいになっただけですが、これはいつ頃までどがんふうな状況になっただけですかね。

この前ちょっと 1 回 21 年度ぐらいがピークじゃなかなとちょっと何か聞いた時言われたとば覚えとるとばってんが、具体的にはどのくらいになりますか。それで、その時の繰入金額はどれくらいになるのか。

環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

償還の年度が平成 42 年度までになっております。それで、18、19 年度が元金、利子あわせて 23,170 千円程度の償還になっております。平成 20 年、21 年度で 22,000 千円、21,000 千円程度になります。それで、平成 22 年度から 17,000 千円の額が 40 年度くらいまで続きます。（「そいぎ、ピークは 21 年度ということかな」と呼ぶ者あり）そうですね、いや 18、19 年度です。

恵崎委員

そいぎ、その時の繰入金額はだいたいどのくらいになるとね、ピークの時は。

環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今すぐは積算しておりませんが、だいたい償還金がこれくらいで、管理費がほとんど変わらないと思えますので、だいたい同じくらいの額が繰入されると思えます。

恵崎委員

17 年度は事業費が 22,000 千円、それから公債費が同じくらいやんもんね、それで 18 年度で約 40,000 千円くらいでしょう、この分事業費の分もほとんど繰入金ということになっただけね、数字的には、これはかなり上がるとじゃなかですか、19 年度くらいは。

環境水道課長（土井秀文君）

先ほど言いましたように、償還金のピークが 18、19、20 ぐらいまで、だいたい 3 年間続きますので、あと償還金ずっと減ってきますからその分で繰入もその分は減ってくると思えますけれども。

吉田委員

報告書の76ページ。国保ですけれども、保険税のところですね。下の方に滞納繰越分については短期被保険者証を有効に活用してということが書いてありますけれども、この短期被保険者証ということはどういうことですかね、説明をお願いします。

健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

国保税の滞納者についてはですね、結局、保険税を納めれば、短期保険証の場合は1カ月から6カ月までございますけれども、その人の状況に応じて、例えば、1年間過年度分の滞納があればですね、6カ月分だけ出しますよとか、あるいは1カ月分だけとか保険証を出すわけですよ。その短期の保険証を出して、例えば、一月分1月に短期の保険証を発行すれば、2月はもう病院に行ってもですね、その病院代は全額自己負担となりますから、本人の負担が10割負担になってしまうと。国保の場合は3割負担ですから、3割負担でいいわけですがけれどもその分が10割になってしまうと、全額本人負担ということになりますから、短期保険証を発行してですね、保険料の徴収に努めているという状況でございます。

以上です。

吉田委員

ちょっと説明の分かりにくさですけどね、滞納者について、滞納している人にはそれが全部納めないと次の年の保険証は出ないということですか、全然。

健康増進課長（江口 司君）

次の年というかですね、毎年4月に保険証を発行しているわけですがけれども、例えば、前年度の18年度から言えば17年度の滞納の期間が1年以上あればですね、18年の4月にはまるまる従来は4月に1年間の保険証を出すわけですね、善良な納税者についてはですね。それが善良じゃなかな人は、一月分しか出さんとか二月分とかそういう短期の保険証を発行してですね、1日でも早く納めてもらうということです。

以上です。

吉田委員

ということは、滞納している分は、私とすれば、それが、どうもぎゃーけんついたらばいと、例えば、病気になってかかる時に、全然保険証なかですもんね、例えば1カ月とか2カ月そういうことでしたら。それないば、その辺ばちかっどどがんかして短期の6カ月とかしてもらおうかという、そういう悪く考えればですね、そういうことの起きるとじゃなかなかと思うんですけども、何もかからんないば必要なけんせじよかですもんね。そういうことで滞納もどんどんどんどん逆になくなっていくとかなと、払わじでんよか、かかってからちょうどよかてなっていくとかなと思うんですけど、そがんことは考えられんのですかね。

健康増進課長（江口 司君）

現実にはですね、先ほど吉田委員の質問のように、本人が都合のいい時に、短期保険証を発行してくいると、結局、一番端的な例が、風邪ひきとか交通事故等による入院等ですね、そういう場合にですね、とにかく病院に入院せんばいかんと、しかし保険証は持たんと、端的に短期保険証を発行してくれんかいとなった時にですね、うちはいくらなっとん納めんぎた発行出来んばんと、一方では人道的な立場からですね、そいぎおりや死んでもよかつかいということになってですね、ややもすればたちごっこになってですね、うちも悪戦苦闘をしているところですけども、とりあえずはですね、まず納めんかいと、一月分でんよかけんと、そして、短期の保険証を発行しながらやっているというのが実態ですね。

以上です。

吉田委員

今脅しのような話もあったですけども、それはよかとですよ。払っとらんけん 10割払えばよかとやっけん、いっちょん殺しはせんやっけん、周りも何も関係なかとですよ、そこは払わんば自分のせいたいえということやっけん、そこら辺はちょっとおかしかとですけども、ただあの、またその短期というのが結局は終わってしまうぎんと、また払わじいっちょくということになっとじゃろうと思うとですけども、そこら辺の、短期を出すとは、もちろん今言われるごと分からんじゃなかとですけどね、もう少し何か決まりがあって、もう少しそこら辺ピシッとして、そがんしたりして短期というのもしっかりと話ばせんぎ、ずっとこれば慣れてきて、時効じゃなかですけど、そがんとばずっと誰でん知ってくつきですね、そがんばかり行たて、悪か方さんばかり行くとじゃなかと、ここ二、三年、特に、国保ばかりじゃなかですけど、何でん滞納が増えてきよとですよ。住民がほとんどそがんとば分かってきて、もう払わじよかとばいという格好でいけば大変なことになっとやろうと思うとですけども、何かそこら辺も単にそがんふうにして、まあよかよか短期でそがんすればよかよということじゃなくて、少し厳しさのなんか決まりのもう少しあらんばいかんと思うとですけど。

健康増進課長（江口 司君）

委員ご指摘のように、そういう方がいらっしましてですね、資格証を発行して、保険証を出さんということもあるわけですけども、これは新聞等でも記載されているとおりですね、年間全国で何人か、資格証、要するに保険証を発行せんがために亡くなられた方がいらっしやるわけですね。それで、ことしも県の方からですね、そういったご不幸、あるいは福祉の方もキャラバン隊という形でですね、ここでそういう話し合いをしたわけですけども、太良は人道的な立場からそういうことをやっていないと、短期保険証を発行しながらやっているわけですけども、そういった資格証を発行してですね、もう全然病院も受けさせんということになれば、先ほども申しましたそういった

新聞とか、そういった団体から冗談じゃなかという話もあってですね、なかなかその辺の資格証の発行についてもですね、うちも先ほどから申しましたとおりですね、人道的な立場も考慮しながらやっているというのが実態でしてですね。

一番よか例がですね、これは何年か前にも言いましたが、夫婦喧嘩してですね、本人は滞納して、嫁さんがどこかの施設に入ってますね、そこの修道士さんの方からぜひ出してくれんかというご相談があって、冗談じゃなかばいと、何遍も逮捕しとって助けてくいるという話ですけども、親父はそがんばってん、嫁さんは罪がなくて言えばなかつすよね、そういうところで短期保険証を発行したわけですけども、なかなかその辺の割り切りが杓子定規ではいかんところもあってですね、極力うちの小川係長がその辺極力努めておりますが、そういった事例も多々あります。

以上です。

久保委員

85 ページ、簡水の水道施設利用状況なんですけど、これを見てもみますと、地区で見ても、大浦の方がどうしても高いですね、これはどのいうふうなことで、このような、平均給水量です。これはなぜですか。

環境水道課長（土井秀文君）

大浦簡水の1日平均だと思いますけども、大浦の方に亀ノ浦地区も入りますので、小、中学校がございます。その分で給水量が上がっていると思います。

久保委員

いや、そんなら里も近くなるとるよね。上今里ですか、その辺も大浦の方に近くなるとるでしょうが、その辺は。

環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

大浦簡水については、官公庁、小中学校も含んでいると思いますけども、委員ご指摘の里、上今里については、多分、養豚ですかね、畜産の方でも使ってもらっているのではないかと思います。

久保委員

漏水とか何とかはないかというふうなことは考えられないか。

環境水道課長（土井秀文君）

漏水も100%ではありませんので、幾分かあるとは思いますが。

久保委員

それからもう一つ、次のページなんですけど、漁排の方ですが、休止世帯数4戸、これはどのようなことですか、休止世帯4戸あるでしょう。

環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

当初、給水、下水つないでもらって、その後にちょっと出稼ぎ等で家を使ってらっしゃらない所を休止している形です。

久保委員

そういう場合は、基本料金とか何とかはどうなるんですか。

環境水道課長（土井秀文君）

取っておりません。

久保委員

しかし、ここ何年ずっと帰って来てらっしゃらない、年に何回か帰ってくるとかいうそういう状況はなかとですか。もう全然、留守になつとるとですか、年中。

環境水道課長（土井秀文君）

うちの方の徴収なんかは班の方をお願いしておりますので、その分家に誰か戻ってこられたということを聞けば、連絡してもらおうようにしておりますので、その報告等がないので多分まだ帰って来てられないと思います。

久保委員

そしたらば、ちょっと帰ってきて使った、その分は儲けというわけですか。何の連絡はなし、ちょっと家に帰ってきたとするでしょう。そこは、どっかで閉めるとか何とかそういうシステムはしてないわけですか。

環境水道課長（土井秀文君）

下水の場合が、水道と違いまして、メーター機とか外すことができませんので、委員ご指摘のとおり使用された可能性はあるかとは思いますが。（発言する者あり）

すいません、それはあくまでも帰って来られた時にこっちが全く確認できない場合ですね、現在のところ、やっぱり部落の方、守衛の方をお願いして、確認できた場合はまたその分請求はしなければならぬと思います。

恵崎委員

それはですよ、私は、いつ帰ってきおんさるか誰でん番しとるわけじゃなかけん、あいどん可能性はあるて言うたね、そいけん、基本料金は取ってよかとじゃなかとかな、どがん、規則で取られんごとなつとつと。

使いおんさる可能性のあったらさ、やっぱりそれはおかしかつじゃなかと、常識的に考えて、最低の分は、つないどる以上は取らんばいかんとじゃなかとかな。接続を完全にやめたらもうそりゃ取られんじゃろうけど、接続はしてあるわけでしょ。（「はい」と呼ぶ者あり）流さるっさ。

環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

個人宅に町水が付いていればですね、町水を使用されていたら水道のメーターが付いているし、水道を中止されていたら使用できませんので、その辺を再度確認したいと思

います。

決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

これをもって全議案の審査を終了いたしました。見落としの点もあろうかと思えますので、時間を限定して総括の審議をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。

よって、ただ今から一般会計、特別会計全案について質疑に入りますが、全関係課の入れ替えがございますので暫時休憩します。

午前 14 時 01 分 休憩

午前 14 時 16 分 再開

総括質疑

決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。休憩を閉じ委員会を再開します。それでは総括質疑を始めます。

質疑の方はございませんか。

田口委員

国民健康保険税のことでね、4,266,220 円、これは決算書の 218 ページですか。

これも不納欠損処理してありますけれども、これに係わって、税金については税務課長から説明がありましたから、これについてもその時の側面と同じような方法で処理されてると思いますが、未納額の中で 39,467,450 円、これは平成 18 年の 9 月末でございますが、これに係わって、33,759,250 円、現年度を加えんでですよ。そうすると、差し引きますと、3 月以降 9 月までに 5,708 千円ばかり徴収実績が上がってるですね。この中で、今、徴収嘱託員制度というのがありますけれども、その方はこれには係わってないのか。課長を中心として、皆さん方が、税務課の方で努力して 5,708,200 円徴収されたのか。そこらの状況、努力の結果だろうと思えますので、状況をお願いします。

これは、税務課で取りおるとですか、それともあなたの方で取りおるですか、徴収は。

健康増進課長（江口 司君）

徴収はですね、税務課です。

税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

国保税につきましても、住民税と固定資産税と、いわゆる集合税ですので私の方で徴収いたしております。それで、国保税の分の収納率につきましても収納嘱託員の方が集合税として一緒に徴収をしております。

それで、平成 17 年度の収納嘱託員の、国保税の収納実績ですかね。

田口委員

さっき言うたとはですよ、現年度は増えとらんけんが、39,467,450 円からですね、18 年の 9 月末では、33,759,250 円で、別表になっとるもんですから、この中の差額の 5,708 千円のうちにですね、徴収員さんがどの程度係わって徴収されたのがあるのか。それともこれは、固定化ですから、徴収員じゃなくて税務課長を中心に別の努力をして徴収されたのかそこら辺の状況を教えてくださいと聞いておるわけです。

税務課長（桑原達彦君）

17 年度分の収納の内訳と致しまして、国保税につきましても、8,612,950 円を収納嘱託員が徴収を致しております。それ以外の約 440,000 千円は職員ということで、収納嘱託員は国保につきましても、全体の 1.9%が収納嘱託員の収納という実績でございます。

田口委員

今、4 億何千万て言うたでしょ。（「9 月末ですね」と呼ぶ者あり）そうそう、3 月 31 日で締め切ってますよ、9 月 30 日現在でこれだけだと言うとるもんだから、その差額の 5,700 千円をですね、4、5、6、7、8、9 で半年間でどがんして、その中に徴収員さんですたいね、その人のしいさっともあつとか、それともこれは固定化ですから、全額あなたの方で徴収したとですかと。

税務課長（桑原達彦君）

9 月末までの分で、徴収員が徴収したのもございます。18 年度分の徴収員の実績表についてはちょっと今手持ちの資料がございませんけれども、9 月までの分にも徴収員が収納した分も含まれております。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

岩島委員

今の問題ですけど、今徴収員さんがおいしゃっただけども、だいたい徴収員が取られた、現年度分と過年度分との、過年度分ばどのくらい取ってしおんしゃっかということを私たちは知りたいわけですよ。現年度はだいでん取いゆつですよ、極端なことを言えば。過年度分の徴収にどれだけ努力をしたかというのを知りたいわけ、あんたたちと徴収員も含めて、その内訳をお願いします。

税務課長（桑原達彦君）

17 年度分の現年度分と過年度分の徴収における内訳を申し上げます。

現年度につきましても、徴収嘱託員が全体の 1.2%、12,253,950 円でございます。過年度分、滞納繰越分につきましても、全体の 21.4%、2,747,350 円が収納嘱託員の実績でございます。ですから、滞納繰越分については、21.4%が徴収員が頑張っていたい

た分ということでございます。

議長（坂口久信君）

実績報告の 59 ページのこの教育振興費のパーソナルコンピュータリース料のところですが、こりゃ小学校のところだけしか書いてなかとばってん、中学校も全部合わせてこのあれですかね、それとも、中学校は中学校に別にあるとですかね。

教育次長（川瀬勝芳君）

中学校にもございまして、今、再契約で 3 年目で中学校は来ておりますけど、無償譲渡というようなことで 3 年間使っております。それで経費はかかっておりません。

議長（坂口久信君）

3 年間で無償譲渡ということで中学校のは経費がかかったらんと。そして、小学校はその 94 台で 6,875 千円ですか、高いのか安いのかちょっと分からんとばってんが、5 年リースということですから、今からなのか、もう何年目かに入っているのか。5 年間でこの 6 百いくらだと思えますから、いって 1,000 千円ばかりかかったいね、それが、均等割になっとつとか、ずっと安なりおんのか、その辺ば教えてください。

教育次長（川瀬勝芳君）

小学校のこのパソコンでございましてけれども、平成 14 年度からしてございまして、18 年度が 5 年目でございまして、それで、この金額につきましては平成 17 年度分のみでございまして、だから 5 倍になります。

議長（坂口久信君）

それなら、平成 18 年度以降は中学校と一緒にやればすってというようなこと、例えば、リースは 1 カ月分払えば、もう年間分払うことになろうかと我々の考え方じゃなとばってんが、その辺については、来年以降についてはどがん考えとつですか。

教育次長（川瀬勝芳君）

中学校と同じ形式で、一応 3 年間はそういった方式で、先ほど言われましたように思っております。

議長（坂口久信君）

そんなら、無償でことかな、それとも 1 カ月分でよかていうことかな。どっちかな。

教育次長（川瀬勝芳君）

最低 1 カ月分をお願いしたいと思っております。

岩島委員

全然関係なかて言われれば全然関係なかつすけれども、教育長にお伺いします。私のところで部落の回覧で回って来たんですけれども、小学校のですね、学校の下校時に町内を巡回すると、そして、ボランティアの募集をするというふうなチラシが出とったんですが、これをもう少し詳しくですね、説明を求めたいと思うんですが。

教育長（陣内碩泰君）

今お尋ねの件ですけれども、とにかく今社会問題化しておりますけれども、子ども達の安全を確保するという事は非常に難しい状況でございますね、何とかこのことについては安全を確保していかなくてはいけないということで、太良町ではいち早くボランティアの方をお願いを致しまして、特に低学年の下校については、付いて学校からずっとリレー方式で各自宅まで送り届けるという、非常に安全確保については確かな方法で実施をしているところです。

しかし、どれだけ手を尽くしてもこれでもう安全だということはないわけで、加えてもう一つの安全策を講じてみたらどうだろうかということを考えております。それについては、今回覧で回しておりますのは、青色灯、車の上に青色灯をつけて、町内をパトロールをしようというものを、加えてそれを実施したいと思っているわけです。

ついては、どこをお願いをしてやった方が一番やり易いかなということで、まず、町長が会長を務めてもらっております青少年育成町民会議という組織がございますけれども、これが一番大きな組織ですので、ここを中心にやってもらったらどうかなということで、推進会議の委員の皆さん方にまずはボランティアのご協力をお願いできないでしょうかということで回してみたところですね、20名ぐらいの方はご賛同を得たところでしたけれども、とても20名ぐらいでは十分な数にないだろうということで、それじゃ一般の方にですね、各戸配布まではどうかなということで、まず回覧でボランティアの方を求めて、50名程度予定していますけど、50名程度だったら二、三週間に1回ぐらい廻ってくるような状況で、安全が確保出来ないかなということで今回しているところです。

それについては、まだ手順がいろいろございまして、例えば、そういう人が確保できましたら、次には役場の車を青色回転灯の防犯パトロール車として手続きを取る必要がございます、そういう手順を済まして、ちょっと少し時間がかかるとは思いますけれども、そういう手順をしていただき、それが出来ましたら、今やっております引率の安全確保手段と、加えて車ですと下校時間帯、町内をパトロールしてもらおうとそういうふうな方法も加えてやったら、なお一層安全が確保出来るんじゃないかなということでお願いをしているところです。

以上です。(「分かりました」と呼ぶ者あり)

久保委員

関連。そういうふうな青色灯を回して参加された方が、もしも、事故を起こしたり、合われたりした場合は、どのような補償がなされるのか、そういうのも対処されているのかをお願いします。

教育長(陣内碩泰君)

今のところ、とりあえずボランティアにご協力いただく方を募っているという状況ですので、そういう方が確定をして、改めてまた状況整備をしていかなくてはならない。当然、事故の場合がどうだというようなことを警察あたりとも十分相談をしながら組織

化をしていきたいなというふうに考えております。

議長（坂口久信君）

建設課長にお尋ねですけれども、今、町道の改修とか何とかやられておりますけれども、財政的に非常に厳しいので途中で止まったりなんかした部分も結構あって、皆さん方は非常に要望されたりした部分も結構あって思いますけれども、その辺についてはどのような考えを持たれてますか。

建設課長（岩島正昭君）

今陳情件数にしまして、進捗率と申しますか、だいたい10年から263件ぐらい陳情件数があります。そのうち198件で、だいたい進捗率で76%ぐらい済んでおります。こういう財政状況でございますので、極力地元でできる工事については、例えば、舗装とか、単純なブロック積みとかなんとか地元でやっていただいて、どうしても地元で施工不可能な場合はうちで発注するというふうな方向付けになると思います。

あと、町道でも1級、2級、その他とありますけれども、その他の道路につきましては、人道的な町道、農道的な町道でございます。その分につきましては、もううちの幹線外道路という考えで、もう地元施工でお願いしたいと、あるいは用地等についても昔のように、できれば無償提供でお願いしたいというふうな考えを持っております。

議長（坂口久信君）

そういうふうで、地元無償とか何とかですね、そういう努力をしていただいてせんばいかんと思いますけれども、ある程度、測量あたりも済んだりとか、そういうものについてですよ、我々は、途中まで止まるじゃなくして、やっぱり年に少しずつでもその地域の人が希望を持てるごと、もういつすっじゃい分からんよということじゃちょっとあいやんもんやっけんですね、やっぱりそこに5メートル、20メートルなっとなんというふうな、財政的な面もあるかも分かりますけど、そういう仕方をしていただければね、大いに希望が持てるって思うとですけども。

町長、この辺についてはですよ、財政的に非常に厳しゅうはあるですけれども、その辺について、建設課長辺りに指示されて、いくらかでも地域の希望が持てるっような仕方が出来んもんですか、その辺について町長どのようなお考えですか。

町長（百武 豊君）

これはやっぱり優先順位を付けないといかんですからね。1年の初めには、多良、大浦回ってどこを優先的にやるかということでやっております。そして、さっき課長が言ったように農道的な町道とか、農道については、急がれば土地も提供してもらおうし、土地を提供されれば優先的にやろうじゃないかと、原材料でやってみたいとそういう方向です。

議長（坂口久信君）

優先順位というようなことですから、例えば、建設課あたりは、優先順位というよう

な、年当初に優先順位あたりは決めておられるのかどうか。ある程度パツてした時に、パツてしたりとか、そういうことがあるとかどうか私は分かりませんが、ある程度建設課として優先順位あたりを当初あたり見て、陳情に合わせて考えて決めておられるのか。

建設課長（岩島正昭君）

今町長が申しましたとおりに、年度初め、4月か5月に全力所、町長、助役同伴で、現場を確認して、緊急性、あるいは必要性で現場をチェックして決めてもらっておるわけですが、基本的には1級道路、2級道路、その他先ほど言いましたようにありますから、1級道路というのはもう太良町の幹線道路でございます。そして、他の部落との連絡道ですね。だから、基本的には1級、2級が優先になりますけれども、ケース・バイ・ケースで箇所によっては緊急性があるやつについてはそちらの方をとっとるといふふうな状況でございます。

岩島委員

これはまた別問題ですが、町長にお伺いですが、ことしですね、敬老会というのがなかったですね。それで、金婚式等が17年度までは表彰もされて、そして18年度なかったけん、こりゃならんという部分が非常にあってですね、なしさっさんとやろうかという意見がありますし、年寄りさんたちはこいば楽しみにしとったとこれというところがあります、その辺をどのように考えてやめられたのかですね、ちょっと私も聞かれて困とととですから説明をお願いします。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

17年度の行財政改革プラン、その中にですね、敬老会については75歳以上の方を対象に実施をしておりましたが、敬老会事業については高齢者も大分増えてきたというふうなことで、廃止の方向ということで検討をしていただいて18年度から廃止ということで、2月の全協の方に説明を致して、18年度から廃止をしたということです。

岩島委員

そしたらね、敬老会そのものよりも金婚式を、50年もね、夫婦仲良く生きとって、やっともらわしたわけですね、そうすると、平成17年度は表彰まで誰かしてあるわけですよ。だから、しはせんにしてもそういうふうなやつの表彰というのは考えられんとですか。（「よその町村も調べさせたら」と呼ぶ者あり）しおらんですか、やめたですか、よかことは続けていかんばいかんわけですから、なんでんかんでんやむっじゃなくて。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

金婚対象者の表彰につきましても敬老会事業の中で実施をいたしておりました。敬老会事業を廃止するにあたり、その中で金婚式対象の表彰といたしますか、その部分も含めたところで廃止をいたしております。近隣の状況ですが、金婚式の表彰についてはですね、廃止をされております。ただ、敬老会事業についてはですね、一部、例えば、嬉野

市さんなんかは地区で実施をされております。

収入役（矢壁 稔君）

希望者を佐賀新聞社で募ったわけなんです。それに希望された方は、エイブルの方で、全地区の鹿島あたりも入ってですね、表彰をされたということが新聞に、だから、太良辺りでも数は分らないですけどね。

議長（坂口久信君）

そりゃ決めたことは決めたこととしてですよ、例えば、いろんな経費がかからんようなね、例えば、町からの、まあ表彰にいくらじゃいかかるかもしれんばってんが、そのくらいのあれは、やっぱり今老人さんは結構切り捨てられてしもうて、老人はもう死ぬと言わると一緒よて言われ方もしおるけんね、今まで手厚くしとって急にそういう、そりゃ我々議決しとっけん、そりゃそいでよかとばってん、そういう表彰ぐらいのちょっとしたあいはできんのかどうか。

町長（百武 豊君）

いろんな面で、老人には補助がなくなったり、負担が増えたりしております。しかし、今のような状況で命にかかわるようなことはないですからね、そういったものはカットすべきだと、これは行財政改革の中で論議をされてることですから、私一人でどうこうということは極端には言えませんから。（発言する者あり）

坂口祐委員

未収金についてですけれども、1件でも未納がある人っていうのは町内に何人いらっしゃいますか。各未納ありますよね、企業会計、特別会計、町税等、1件でも未納のある人。

助役（木下慶猛君）

検討委員会ではですね、全体的なことじゃなくて、税務は税務、福祉は福祉ということでやってるもんですから、その統計というものは取っておりません。

坂口祐委員

今、その未納というのが問題になって、これからも拡大するおそれがあるっていう中でですよ、全庁体制で未収金の解決を図ろうという意見が出ている中でですよ、集約して対策を講じる必要があるんじゃないかと思うんですね。病院は病院の職員の人が行けばいいじゃないか、水道は水道が行けばいいじゃないか、そういう話じゃなくて、例えば、未納金対策室なんかを設けて、そこで集中して情報を管理して、例えばですよ、現状は滞納された方に対して封書が集合税という形で請求がいつているわけですね。そして、町民の方は集合税って何だろう、町からあなたは未納があるからお金を払え払えって、内容が集合税ってわけ分らん、あなたは300千円未納があるから払ってくださいって、で、期限があるからあるだけでもいいから、100円でも1千円でもいいから払ってくださいっていう話じゃないと思うんですね。未納がある人には、未納がある

説明をしなきゃいけないと思うんですよね。あなたは例えば、平成16年の5月に水道料金が3千円ありますとか、平成18年の何月にあなたは国保税がいくらかありますとか、そういうきちっとした説明をやっぱりしなきゃいけないと思うんですよね。だから、徴収する人は一覧表を持って、あなたはこの年のこの月にこういう内容で未納がありますから、まずはこの月の分だけでも払ってくれませんかという話をきちっと説明しなきゃいけないと思うんです。

今の状況は、例えば給食費の問題にしても、給食費を払ったけれども、未納の分とか何とかよく理解されてないんですよね、だから、何か教育委員会からお金ば取られたという形で、前は相談を受けたことがあったりするんですよ。だからやっぱり、未納者には未納者の、以前、僕一般質問で矢祭町の話をして、夜間とか日曜日には未納に対しての支払いに来られた方が多くて、あれが上がったという話をしましたよね。その時もそうなんですよね、要するに、未納がある人は、役場に来てきちっと自分がいつ何に未納があるかっていうのをやっぱり知りたいと思うんですよね。ただ集合税として払え払えという話じゃなくて、ですから、そういう説明をしながら徴収をするような体制が整っているのかなというふうに疑問を感じるころがあったんですよ、だから、やっぱりそういう対策室とかを設けて、きちっと未納者には説明をしながら理解をして徴収をするような対策を講じる必要があるというふうに僕は思うもんですよ。助役どうですかね。

助役（木下慶猛君）

当時、私も税務課長を3年やったんですけれども、その時そういう提案をやったんですよ、ところが税はそういう法のみで取るわけですよね、ですから他の課長さんたちがそれに賛同しなかったもんですから、今だにそれがやっておるわけです。ですから、今度、税務課長が報告しますけれども、そういう話をやっております。それからまた、例えば、町はいろいろ補助金があるわけですが、そのペナルティもやろうかという話までやっておるわけですよ、今。その対策を今いろいろ協議をやっておりますけれどもね、そこで、今言うように、新ためて課を作るんだったら行革に反するもんですから、そうでなくて一係ですね、そういうものを作ってやろうじゃないかと今協議中なんですよ、その経過は税務課長が報告しますので。

税務課長（桑原達彦君）

まず、全体的なもの前にですね、税務課の部分について若干ご説明を致します。

今、坂口委員の方から集合税として内容が分類しなくてやっているというご指摘を受けておりますけれども、その分については、督促状について集合税という税目を記載してやっております、それは毎月です。しかしながら、その内容等ですね、何月分でどういう税目でいくらという内容等については年4回、催告の形でですね、明細書を本人に通知をしておりますので、一月、二月、三月くらいの督促については、内容等はまだ把

握しておられるだろうという認識でやっておりますけれども、年4回は明細を含めて本人さんに通知をしております、ということでやっております。

続きまして、全体的な徴収体制の件でございますけれども、それにつきましては昨年の決算委員会なり、本会議でもそういうご指摘をいただきました。それで、先ほど助役からも話がありましたように、未収金の対策の検討委員会を財政が事務局でやっておりますけれども、その中でも、どうしても滞納者は同じ人が多いのじゃないかということとかですね、例えば、税務課はその人の状況を知っているけれども、他の課は知らないとかいうようにですね、情報をもっと歩を乗り越えてですね、共有化できる体制を作らねばいかんのではないだろうかということについては、当委員会でも本会議でもご指摘をいただいておりますので、その分については、徴収体制の見直しということを行革の中でもうたっておりますので、極力新しい体制を作っておりますね、未収金全体を徴収するような体制を、行革の折ですけれども、なんとかひねり出しましょうということで、検討委員会の中でいろんな案を出して検討している最中でございます。それについては、今年度中に何とかと思っておりますけれども、なかなか難しい面もありますので、できれば来年度末までにはなんらかの形を出すようにできればというふうに考えております。

以上です。

見陣委員

今の関連ですけど、未収金についてですね、今、貯金引き落としが増えたと思うんですよ。それで、例えば、7月分を未納の場合は、8月に再度引くと、それは今取ってないと思うんですよ。それが未収金に増えているんじゃないかなと思うんですよ。それを次の月に2カ月分一緒に引くということは出来ないんですかね。

税務課長（桑原達彦君）

お答えを致します。

確かに今口座振替あたりをお願いをしてですね、実際、太良町はまだ低うございますけれども、約25%が口座振替で納税をお願いしております。件数でいけば毎月約1,000件ぐらいが口座振替をいただいております。確かに、その1,000件のうち口座から落ちない部分が約10%ぐらい、100件ほどあります。それについては、見陣委員ご指摘のとおりですね、1回落ちなかった場合は次回ということはしなくて、督促で通知をするような形でさせていただいております。また次の月に落とす部分につきましてはですね、費用の面が云々とかですね、銀行間との関係がありまして、それについてはまだ検討中ということで税務課としては考えております。

以上です。

見陣委員

やっぱり自分たちも一緒ですけど、口座に入っとらん時がちょくちょくあってですね、直接役場の方に払う時もあるんですよ。それを、一般の人がやっぱり会社員とかは5時

過ぎしか帰ってこんでいう人は、なかなか払う機会がなくてですね、日曜、祭日休みですから、それで遅れているということもあると思います。そして、一般の金融機関なんかはそういう手続を今取っているんですよ、二月1回とか。役場のこれだけ出来んということはやっぱりダメですかね、そういうことは早急に出来んですかね。

収入役室長（坂本 豊君）

金融機関においてはですね、たいてい今25日ぐらいが引き落としの日に決まっております。その前までには名簿なんかをやれということで、なかなか次に一編にされないというのが今の状況です。それで、今また金融機関と検討をしている最中です。

岩島委員

ちょっとお伺いですが、例えばね、私んとの税金が落ちらんやったとしますね。そうすると、私は分からんもんね、落ちという、落ちとらんろ。そうすると、それは役場に來ますか、落ちらんやったよて。（発言する者あり）來ます。そしたら、それを連絡をしてくにおんさるですかね。

税務課長（桑原達彦君）

口座振替につきましてはですよ、本人さんが口座から取ってくださいという申請書をいただいているもんですから、当然そこから落ちるものとして落としているわけですがけれども、それが落ちなかったから落ちてませんよという連絡ではなくて、もう次の月に督促という形に、「取りおさるわけね、取りおんね」と呼ぶ者あり）督促の形で連絡をしております。

それで、その口座振替10%ですけれども、実はその口座振替で10%でなかなか落ちない方はですね、たまたまその月に入ってなかったから落ちないという方は実は少なくです、口座振替を申請をしているけれども、いつも落ちないというのが多いもんですから、たまたまその残高がなくて落ちなかった人やったらですね、次の月にしてもすぐに落ちる可能性高いですけれども、口座振替を申請をただしとって、毎月落ちらんという方が多いもんですから、その辺もちょっと考えないかかなと、検討の中にですね、そう考えております。

町長（百武 豊君）

給食費もそうだけれども、口座に入っていない場合は、銀行はあなたのは給食費の納める分は入ってませんということは、本人には銀行は通知しないわけですよ。だから、知りません、それを特技としているかも分からんけどね、そういう影の部分があるわけですよ。

岩島委員

今のごたるふうで、例えば給食費の担当者に聞きますが、給食費の落ちらんやった時は、銀行は連絡せんけんが、そしたら父兄会に連絡はしおるとですかね。給食費が落ちらん場合。

教育次長（川瀬勝芳君）

先ほどから毎月 25 日というようなことで天引きされてもらっております。それで、その天引きが出来ないということは各銀行から通知が参りまして、次の月の初めに本人さんの方に通知を差し上げております。

恵崎委員

口座引き落としとちょっと違うんですけど、どこやったかな、今思い出したんですけど、鹿島か嬉野かコンビニから払わるっことなっと思うとばってんが、その辺も、そりゃ手数料とか何とかまたいるでしょうけれども、その辺の検討はどがんふうですか。

コンビニやったら時間がね、今見陣委員から出たばってん、普通の振込みは銀行やったら空いとる時間しか払えんばってんが、まあその辺で需要が太良はどれくらいあるか分からんばってんが、そういう方向も検討してよかつじゃなからうかにゃと思うんですけど。

税務課長（桑原達彦君）

コンビニ収納につきましては、ここ 1 年始まっております。杵藤地区の電算の構成団体である武雄、鹿島、嬉野、白石、江北、大町につきましては、平成 18 年度から集合税と軽自動車税、保育料、水道のコンビニ収納が始まっております。これについては、九州の自治体としては初めてと、九州で一番最初に始められたということでお聞きしております。それで、だいたい窓口納付から収入役口座に入るまで約 1 週間、データは 2 日間でいきますけれども、約 1 週間で入ると。一納付書の限度額については 300 千円を限度ということで、一応限度を設けられておられます。

代理収納手数料については、今のところ 1 件 65 円ということで、私どもが行っておる口座振替は原則 1 件 10 円ですかね、1 件 10 円ですので、6.5 倍の経費が掛かるわけです。それで、導入経費としては、各市町村でパソコン辺りの関係で約 150 千円と、広域全体で約 1,000 千円のソフト関係が掛かります。それで、一応広域の方にお伺いをですね、18 年度に始める前に協議があって、私も会議に入れさせてくれということで、お願いをしてお話を聞いたところ、まず九州で初めてだから、結果はともあれ収納率の向上を目的にはなかなか難しいだろうと。そしたら、どういうことを目的にやるんですかと聞いたところ、納付機会の拡大のためにやるんだとご説明がありました。

太良町の場合は、各大浦支所、銀行、信用組合、農協、漁協とか窓口がありますし、コンビニの数は少ないですので、太良町として費用対効果を考えた場合どうかなと、というようなことで、九州で初めて行われた杵藤地区ですので、その辺の状況を見たいということで、1 年間終わった場合は実績を是非教えてくれということでお話をしております。それで、納付機会の拡大につきましては、なかなか納める時間帯がないじゃないかというお話ですけれども、たまたま納付を忘れた方についてはちゃんと納めてくださいというお話をしますけれども、恒常的になかなか納めていただけない方については、い

つでも電話をしていただければ、家にお伺いして税金を頂戴しますということで、出向いても行くように滞納者の方には言っておりますので、実際やっておりますので、そういうことについては納付の機会が少ないというのは、あとあとについては大きな都市とすればそう違わないかなというふうに考えております。

以上です。

田口委員

さっきの桑原課長の答弁で、私の聞き違いが分かりませんが、未収金対策委員会での新しい体制ていうのは、今年度中には無理ばってんが来年度中には作りますという、そういうふうに聞こえたごたつとばってんがですよ。今17年度の決算中でしおるもんだから、来年度中というぎ、20年の3月末までで受け止めんといかんのか、それとも来年の18年度末というふうに受け止めんといかんのか、そこら辺はどがんですか。

税務課長（桑原達彦君）

新しい徴収体制については、未収金の検討委員会の中でいろんな案を出しながら検討を始めたところですので、今年度中には多分難しいと思います。ですが、来年度中にはなんとか形あるものを、提案できるまでの形が出来ればなというふうに思っております。これは別に私の独断で出来ませんので、庁内全体のことですから、19年度中になんとか形ある成果が、提案できるような成果が示せたらなということで考えております。

田口委員

病院の関係で、いろいろ議論を重ねた中で、新病院ができてですよ、過去の7カ年との実績から、17年度、18年度おさえて、何年までこうしますと出とるからですよ、それをある程度見直しして云々かんぬんと言いおったですよ。そうすると、基礎資料出来とるもんだから後は収入関係の年間計画を月々に落として、それを年に2回でんよかけんチェックしてくださいと、その資料を例えば、19年のすぐは出来んけん、12月いっぱい出来ん時は、今年度中ということは19年の3月ですよ、早い話が。あと4カ月ですよ。それ合わせてやっぱりピシッとしとるもの出来んでも、例えば、17年度末の未収金の中ですよ、水道事業で149件、それから簡易水道で462件、太良病院は664件あるわけですね、こうして見ますと、全体で育英資金から、保育料から、国保税、学校給食まで入れて91,000千円ばかりあるわけですたいね。18年の9月末を取ったところがですよ、約1億なんですよ。そうするとその中で、太良病院というのは昭和47年から始まるとるけんが、すでに固定化になって34年経過しておるわけですよ。

それから、学校給食費も、21年経過しとる、一番最初からすれば、そういうやつはこれだけ資料出来とるけんですね、課ごとにずっとしていけば、さっき桑原課長が説明したような分類はもう出来とらんばいかん、ある意味では。それどがん取り組むかということ、3カ月もせじ一応の掛けるとは出来るはずなんですよ。そいば、来年度中というぎ20年の3月末の話ばさすもんやっけんね、そりゃちょっと、毎年こうゆうことを言うて

きとってですよ。ちょっとそいぎおかしゅうはなかつかと、そういう今まで議論をしたあいがなかつじゃなかつかと、そいけんピシッとしたものを作るといとは簡単にいかんばってんね、やっぱりデータは出とるとだから、そいば分類したりなんたりする指導を誰かがすればですよ、今税金についてずっと分類されたごたる格好で指導していけばですね、それから例えば、税金の場合はこうこうこうだこうと、今言われたばってんが、時効中断というのがですね、他んとでん5年というあいがあるのか。そういう根拠法等の勉強会を持てばですね、そりゃすぐ同じ方法から何から手順から納得せろていうのは難しかかも知れんばってんが、ある程度計画的にしていけばですよ、こういう様式でぎゃんとば作れていうことであれば、誰かが指示して、例えば助役がですね、各課には税務課長あんたが指示せろということであれば、そがん20年の3月まで掛かってせろじゃなくて、一応の形はですね、19年の3月くらいまではせんと、病院問題はされんじやなかですか。だから、出来ればですね、今の助役は再建整備委員会のチーフになってですよ、ある程度様式等を指名しながら、分類も指示してですね、そして、やっぱり二、三カ月くらいで一応の形は出来っとじゃなかつかと思うばってんですね、そりゃ出来んですか、助役。

助役（木下慶猛君）

そりゃ理想はそうですけども、今指示しているのは名寄せを作ってくれということなんですよ。水道なんかもここにこうこうしとるですけども、ダブった人がおるわけですね、年度別に。そういうやつもあるもんですから、まず名寄せを作ってもらって、それは税務課に指示しとるわけですけども、そういうことでたたき台を作ってからそういうことをやろうかと思っております。ですから、それに掛かっとなら今言うようにすぐ出来るですけども、仕事の片手間と言ったらおかしいですけども、やっぱり税務課についても年が明けたらすぐ課税事務に掛からんば出来んわけでしょう。ですから、一番、なんていうんですか、7月、課税状況スタートがだいたい私たち仕事をしおるわけですから、その間課税事務に掛からんばならんもんですからなかなか出来んわけですね。どこも同じですけども、ですからまず名寄せを作って見て、さっき言ったように税務課の職員は滞納者の名前を知とるわけですけども、水道の滞納者の名前は分からんわけですね、年数だけですから。ですから、そういうやつを全部理解して、作らんことには先に進まんもんですから。さっき税務課長が言うように室を作ったら一番良いわけですけども、今行革の段階ですから、係で作ってやろうかという話まではやっております。

田口委員

名寄せば作らんぎ本格的な取り組みは出来んと言いおんさるばってんですね、例えば、学校給食やったけんで件数と金額と違うじゃなかつかですか。取りに行く時は、学校給食の川瀬さんが一人で行くとじゃなくて、給食委員という人に相談して行きおるわけでしょう。

う。そうするとね、その段階でも名寄せはあるはずですよ。1件取りに行くときにね、ことしと別々に行く暇がなかったからもう名寄せは出来とるはずですよ。(「担当課が持つとるわけですね」と呼ぶ者あり) いやいやいやだからさ、それを持ち寄って、例えば、税金でこうしたことですよ、町民税、法人税、固定資産税、それぞれについて名前はもう分かるとだから、それを税務課では、場合によっては税金というのは一遍に行たていうが、全職員についてこっちは頼れんとばってんですね、そうじゃなくて、税金については税務課が中心になって行こうばってんですね、学校給食については学校給食でするという時はもう名寄せは出来とるはずですよ。だから、それをそれぞれの7課じゃいしかなかっじゃけんね。また、保育料なんていうのは大した金額じゃなかし、水道料も大した金額なかわけでしょうが。そうすると一番太かとは、学校給食費と病院と税金でしょ。3課くらいが寄って同じ歩調を合わせた計画を作れば、仕事になればね、20年の3月にならんぎた名寄せの出来んけんされんて、そがん話のあんもんですか。そりゃ名寄せは各課から持ってくればよかことであって、取り組みというのはされるはずですよ。される中で、助役が場合によっては難しかとはおいも来うだいとつんので行たてですよ、それぞれ1年間の計画の中で実績はどがんかというとばチェックさえしてもらえばね、もっと実績は上がると思うわけですよ。そいばあんた20年の3月なんて、税務課長がそがん無責任なことば言う事自体がね、3日間なんば議論したかわけくちゃ分からんごたっ感じがしたもんだからさ。名寄せは後でもよかわけですよ、行動に移してから、早い話が、新年度になってからでよかわけですよ、名寄せは。行動が先に行かんばらんとだからさ、それをあんまり厳しくチェックする必要なかわけばってんね、やっぱり区切り区切りで実績はどがんかということであればですよ、行動が出てくるじゃなかですか。

助役(木下慶猛君)

徴収に行く時もですね、例えば、税務課から1人、給食関係だったら教育委員会から1人、それから家賃だったら建設課から1人、一緒に行ったらそれぞれ分かるわけですけども、やっぱり今度はそういう5人も6人も行くんじゃなくて、2人1組ということで今までしとるもんですから、そういうやつをまとめようかということ話をしとるわけです。

田口委員

その行動を起こすときですね、そりゃケースの多か方が名寄せばしゅうで大変て思うですたい。集合税で言うて、祐樹委員はちょっと勘違いして言わしたけんばってんね、例えば、全部にまたがった時はそりゃ1人であるはずですよ、そういうやつはね、むしろ特殊なケースだからよほどのことじゃなかぎ回収出来んわけですよ。そがんとは、先送りしてよかわけ、早い話が、ただ行動計画というところが出来んというところがね、おかしかて思う。しかも20年の3月まで作りますなんて言うですよ。そりゃやっぱりもっと真剣

にスケジュールば作ってですね、してもらわんと、病院のとでんおそらく出来んですよ、あいだけの資料ば作っておいてね。

税務課長（桑原達彦君）

未収金検討委員会の中で、私が来年度までにというお話をしていることについてはですよ、自主的に組織機構の改革に伴って新しい組織体制が出来ればなということで、あくまでも私の案でございますので、そういう案は今未収金委員会に出しているという段階でございますので、私としては機構改革が伴えば、人も動きますもんですから、行革の折ですね、そういう機構全体を見直す作業の中で全体の未収金をそこで一本化して、徴収出来るような組織という体制を 20 年度までに作ればなという意味でご説明をしております。

実は、武雄市がそういう形をとっておりますので、そういうことを想定して、組織自体も来年度までに作ればなと、18 年度に組織機構改革はなかなか出来ませんので、来年度に組織機構の改革を含めたところでそういう組織体制が出来ればなということで、実際は先ほど田口委員からお話があつておりますように、徴収のやり方とかですね、もっと未収金の対策検討会の中で、もっと横断的に情報を共有しながらもっと調子よくやろうということについてはすぐに出来ると思いますけれども、私は組織自体の変革を含めたところのお話をしたもんですから、来年度ということでお話をさせていただいたということでございます。

田口委員

その話は、私案やつけん、それはそれでよかかも分からんばってんがですね、我々が今まで検討したというのはそういうことじゃなくてですね、それはむしろ執行部の中で、私は聞いてもらえばよかことであつてですよ、今私が助役をお願いしとるとはですよ、病院の問題であぎゃん言うたもんだから、やっぱりなるべく近いうちに行動計画をされるような、助役を中心にこうやってやりますと、要するに 19 年度については、確実に四半期ごとぐらいチェックさるっという体制を絶対 19 年の 3 月末頃までですよ、そが難しかことじゃなかけんが作るように検討していただきたいと私としては要望しますので。

助役（木下慶猛君）

まずあの 36 年に集合徴収した時ですね、まず、太良町はその当時年金が入ってきたし、水道があつたし、すべて税務課の経理でそれをやりましょうということでやったんですけども、結局それがうっかんげで今までこうなっているわけですね。ですから、今あなたがおっしゃったのは、そういうことを全部ということですから 36 年ぶりに復活するわけですけども、結局出来なかったわけですよ。

あなたも農協におられたですから、農協では例えば、太良町の場合は、秋の収穫式は農家には金が入ってこんから、一時的にはそれをこうして月給制にしようかという話まであったでしょう。そういうやつはそれぞれうっかんげで来とるわけですよもんね。

ですからそれは検討させてください。

岩島委員

とにかくね、今のままでは未収金回収はあんまり伸びとらんじゃなかですか。だから、ごっといこの問題を言いおるのは、とにかく吉田委員も言うように、職員全員がちょっと未収金ば取って減らそうじゃないかという、まず気持ちになってもらいたいと。だから、全職員でやってくいろてまで要望が出おつとばってん、職員ですっぎさあどうじゃこうじゃああじゃて今まで説明ばかりですよ。そんないば何が出来るのか、こうやったら出来はすんみゃーかという案なつとんですね、もう来年、再来年のどうのこうのじゃなくて。やっぱり来年3月までぐらいは方針ぐらいはきちっと出すべきですよ。

そして、そいで仕事を稼働にして、来年3月末は未収金ば減らせるように努力はせんまんどん、こいばまっと減らしんしゃいと言いおらんとやっけん、まずその体制なつとん作らんぎですよ、いくら我々が言うて来ても同じじゃなかですか。そして、今日来とんさる人は全部聞いとんさつですよ、他の職員は、私たちがぎゃんして全員で集金でんせろと言おることが聞こえんじゃなないですか。そりゃやれんとはやれんでよかですから、あいばやれる体制を、こがんとはやれるというとなつとん作らんぎですよ、今のままでは何もならんですよ。各課にあなたが言おんさるとは、前の収入役でん、助役でん各課には未収金ば寄せろ寄せろて言いおんさただけですよ、いっちょん変わらんじゃなかですか。しかし、それでは実績が上がつとらんけん、全体的にですよ、例えば、私が税金もやつとらん、それから水道料もやいおらん、何もやいおらんというとんおると思うんですよ、そがんとなつとんチェックをしてですよ、やっぱりするだけの体制を作らんと、いくら偉く言うても、各課でて言うたら今までの実績ごと若干は上がいおるかもしれんですよ、前よりか上がりおると思う。

しかし、税金についてはどんどん増えおるじゃなないですか。厳しゅうなっけん今から増えますよ、だから、増えんようにしゅうでちゃ、その体制を作つて今までのやり方じゃだめだというぐらいは出してもらわんぎね。その会議をしてどうじゃこうじゃ話をしおるごとなつたじゃどうにも私たちは聞こえが悪かわけですよ。そりゃ話はごっといしおつてくいてよか、そりゃ助役、収入役はとにかく未収金は取れよ取れよて言わんばいかんことやっけんさ、当たり前のことやっけん、そこにやっぱりピシツとした何かの形を作り上げんとダメだから、私は田口委員じゃないけど、作り上げるのは来年3月までには作つてくださいと聞いたかです、体制だけは、そして、集金ばしてしまえとは言いません、そりゃそがん簡単に出来るもんじゃなか、その努力をやっぱりしてもらわんぎ。

恵崎委員

そいぎ、具体的にですよ、次元的にでん専門的の、例えば、徴収係、課か係か知らんばってん何人か作ればどがんですか。(「そういうとまで含めてくさんた」)それを提案し

とるわけです」と呼ぶ者あり)それは誰でん反対する者はおらんとじゃなかですか。早く作れば、専門に徴収する、今臨時の人が1人おるけど、その人だけでは手に負えんところもあるうけんが、やっぱりがしこ意見が出おってということはそがんことじゃなかですか。(「まとめて何かをせんと」と呼ぶ者あり)

田口委員

農協の話で言いさったけんばってんがですね、農協自体がですよ、今みどり農協になったでしょ、さっき江口さんが言おったごと、差し押さえなしたりしおるわけですよ実際はね。ところが、桑原課長が言うたごと、競売もされんと、かぶってしもてね、そういう実態なんですよ。農協自体がね、個人もそがんばってんが、みどり農協になってやっと救われたと。先送りしてずっと来たもんだからね、元の農協というのがもういつかいうつつぶれとったという実態なんですよ。ただ、桑原課長の方であったごとですね、法人をいっちょしたぎんた、それを競売したぎ何も残らんやったと、取ったなかったという話があったでしょ。これを不納欠損で処理しゅうでちゃ、1件で約1千数百万じゃなかですか。来年せんまならんけん、19年度それが出てくるわけですよ1件で、ある意味ではですね。そういう中やっけんが、急いで作ってですね、そいけん減らせ減らせ、せんとばせろじゃなくて、ただ、古かとはそがんして法的に仕分けしてもですね、新しかとは努力してもらわんぎまた増えとるじゃないですか。おそらく激甚災害指定を受けてもですね、農協やったてちゃ、そいば例えば、検査員証とか何とか金ば儲けて貸してもですよ、生活費どころか前んとば取ってしもて、お手上げで、二進も三進もいかんという厳しか状況というのがまだ出てくるじゃなかですか。ことし出てくっぎ来年もっとひどくなるですよ。そういう状況というのを踏まえた時に、農業者の立場にも立たんまらんけんですね、取り立てがどうのじゃなかけんですよ、そうすると、忙しゅうあるうばってんが、課長たちが何時から何時からてなことであれば、日常でも忙しかじゃけんですね、計画的にしてもらえば、だいたい19年の3月くらいまでには方向性というのは出来るとじゃなかつかと。そいばしてもらわんと、桑原課長の私案というのは1私案であってですね、まだみんなには知らんごた知らんかも分からんわけですよ。ピシャツてあいがあるとするならばね、そりゃそいば踏まえてよかわけですよ、ある意味で内輪で検討しいしあったですね。だから、検討しますて言いおんさっぱってん、検討しますてじゃなくて、例えば、19年3月までに何とか作ってみますということをお願いしたかわけですね、はっきり言って、待ったなしに来とるて思うわけですよ。

岩島委員

だから、これだけ未収金があるのをそりゃ前んとまで取らじゃてなんてん言うてじゃなかですよ。そういう体制で、こういう体制で未収金回収に努めたと、詰めおるという町民へのアピールと、皆さんの意識がそれに來るぎよかわけですから。あいどん今のままじゃね、私たちが何回でんごっとい決算ごとにとどうじゃこうじゃ言わんまんごと、体

制が出来たらんじゃなかですか。あなたは体制を作りますて、作ったけど、何回会合したか知らんけど、税務課は税務課、水道課は水道課、病院は病院てこれじゃどうにもならんというとは言いおるだけですから。だから、もうデータは出とっと、我々にデータはやってあっとやっけん。これ名前ば入るっばっかりやんこりゃ、分かっとるはずですよなだいでん、名前の分からん未収金はなかはずやっけんが。名寄せばどうて助役は言いしやいどん、そりゃ名寄せはあるじゃないですか、ポツてやればそいで終わりじゃないですか、そしてこいば誰かがまとめれば。そうすると、AさんがこいがあっとにああこりゃBさんここもあつたいと、未収金の枠の中に入れ込めば、しやいもなかじゃなかですか。そりゃ1人もおれば1カ月もかからじ出来るはずですよ、そがん名簿ば作るくらは、名前だいでん分かっとっとやっけん。そりゃ病院だつたて、何年度の未収金はだいとだいとだいとて分かっとるはずですから、そいば分からんでぎゃん出てこんはずです。だから、名寄せ作る必要なocate私は思います。

助役（木下慶猛君）

それぞれ担当課は分かっとるけれども、税務課長はそがんとば全然知らんて。

岩島委員

そうですよ、だから誰かが出させてまとめればよかじゃなかですか。

助役（木下慶猛君）

だから、それをしたいと、それを名寄せて私は言いおるわけですよ。

岩島委員

そいば出させれば出来るじゃなかですか。

助役（木下慶猛君）

私の経験ばこの間あったですけれども、行ってみて、ありゃさつき住宅家賃ば払ったけんが、もうなかもんねて言われる。結局、そこが家賃が滞納なつとるとか、水道が滞納になつとるとか自分が経験しとるけんですね。そいけん、今回その名寄せば作りたかというわけです。

岩島委員

そりゃよかさ、助役。分かっとるそりゃ前の話やっけん。こいばそがんせんぎダメさ、そいけん、いっちょいっちょの問題じゃなocate思うです。そうすると、このタロベイさんはこりゃ大変だなとか分かるはずですよな。そこをやっぱり調査をまとめんぎにや話にならんとじゃなかですか、各課でしおつたて、そいば言おるだけやっけん、そん位んた3月まで出来るはずですよ。

そいけんが、助役、私が今言いおるのは、未収金の場合ですね、ここに、個人別にダーっと書いてあります。私たちに出すのは名前はいらんですけども、この未収金の税金がこのAさんはいくらあります、病院のあいはいくらあります、それから水道料金がいくらありますて、重なっている場合よ、何々はありません、というような一覧表を作っ

てもらって、そしてトータルするとね、ああAさんていうとは税金は多かいどんが、ちょっとこりゃ何もあるなというのが分かるようにすれば良いわけですから、そんなくらいは、私たちにその名前は出さんでこれでよかわけですから、そのまとめたとを欲しかわけですよ、そいどん何も分からんじゃなかですか、今Aさんて言うたって、水道のAさんと、税金の滞納のAさんと、どこんもんじやいだいじやい分からんけんが、そいけん、同じAですよ、3つも重なっておれば、Aという人間は3つ重なったら出てくるだろうし、Bというとはいっちょしかこんやったりするでしょう。そういうのでしていけば、今度はAさんに行った時に、あんたは水道もあんもんなたとか、何もあんもんなたで言わるっじゃなかですか。その表ば作るばっかりやっけん、お互い名寄せば集むっぎ何のことはなか、と私は思いますよ、そがん長うかかるもんじやなか。一覧表ば作って書き込んでいくばっかいやっけん。やってみてください、とにかく。

決算審査特別委員長（末次利男君）

今の提言に対しての見解はなかですか。

助役（木下慶猛君）

そりゃもう努力はします。

恵崎委員

聞いてとってですよ、書類ば出すとばすぐ出来て、我々はすぐにはいらんとですけど、結局、話ば煮詰むっぎんた、徴収体制ばすぐに作らんばいかんということですよ。書類のごたつとはすぐ出来るでしょうから、名寄せでん何でん。結局、もう集まらんことには、収納力上げんことには、徴収体制をすぐ専門にですよ、作らんとしょんなかっじゃなかですか。そういう体制とか書類とか揃えとはじきそりゃ1日、2日あれば、Aがすべてに渡ってがしこというのはすぐ出来るじゃろうし、そいばいくら作ったっちゃですよ、どがん、実際現場に行く体制を作らんと、書類ばっかり作ったっちゃ同じことじやなかですか、Aさんがいくらとか、確かに必要かばってん。

助役（木下慶猛君）

今言うように、行財政改革で課を統合せる廃止をせるとか言うるとるけんですね、逆行せんまんもんだから今検討やりおるわけです。ですから、課ではなくて、係でできんだろうかということいろいろ検討しおるわけです。（「係で出来んでしよう」と呼ぶ者あり）

田口委員

岩島委員と似たごたる意見ばってんですね、名寄せばされる場合ですよ、やっぱり税金がよんによあるじゃなかですか。税金の一覧表の中に個人ごとにずっと名前ば書けばですね、今度は他の課もそれぞれ、例えば、病院は病院の名前の書いたとば作るじゃなかですか、そいを税務課のある職員に持ってきてですよ、課長でん係長でんよかけんばってんさ、そうせんとずっと書き写せていうないば、ひっきゃばれてね、名寄せする段

階でもさ、そいけんが税務課が中心でですね、税務の一覧表を作る、それに様式はいろいろ検討さるっばってん、書き込んでいってですよ、各課んとば全部寄ってくっぎたピシッと出てくるわけですよ、早い話がですね。そこから、金額が分かれて、そうすると難しかとの出てきたとをですね、今後どがんすっかということば、恵崎委員がさっき言うたように具体的な方策として、こりゃちょっとどがんなっとなせんばいかんと検討さるっじゃなかですか。そうするとね、そいばピシャッとしゅうでちゃ20年の3月までかかるなんて言わすもんやっけんさ、ちょっと長すぎると。

税務課長（桑原達彦君）

20年の3月というのがちょっと引っ掛かってですね、あくまでも先ほどお話が出ておるようにですね、データを共有化する作業というのはですよ、そう長う掛からんと、1日、2日じゃそりゃ出来ません、間違いがあっちはいけませんからそりゃ1カ月くらい掛かると思います、間違いがあっちはですね。中にはそうとう古い分がありますので、未収金検討会組織があるもんですからですね、データそのものの集積自体は出来ると思います。じゃあそれを作ってですね、データがこういう状況になつると皆さんが認識をして、じゃあこれについて今から方針を決めてどういう体制でやるかということをも十分検討せないかんと、そして、新しい組織体制を作らないかんと、組織体制についてはですよ、予算も伴うし、人事異動も伴うし、条例改正も伴うもんですから、体制自体を作り上げるのが来年度になるのではないのかなと、別にデータを揃えるのに20年3月まで掛かるという意味ではありませんので。（発言する者あり）

田口委員

未収金の中に保育料の未収というとの、こりゃどがんとかいと思ってびっくりしたとばってんがですね。そうすると保育園というのは多良保育園、いふく保育園、松涛保育園、3つあるわけですね。それで26件ぐらい1,977,120円ですか、あれしとってことですから。例えば、今、多良保育園の問題があっっているこの間も理事長さん達と意見交換したとばってんが、その中にも理事もおんされば、監事もおんさると、母の会もあるということだったもんですから、徴収業務から何からそれぞれそこでおんさると思ったわけですよ。以前はそういう格好で、子ども達に持たして徴収したりなんたりしおったばってんが、県の指導でこういうやつは町がしなさいということでこうしとりますと、そいけんぎゃんして上がとですよという話があつたばってんがですね。その中で私が課長に聞いたぎにゃ、武雄に1件、鹿島の近くに1件ということで、町外にも2件ほどあれしますと。そうすると、徴収義務が町に負わせるということになれば、多良保育園あたりもですね、今いろいろ問題のあっけんばってん、そういった監督指導辺りも町にもあつとじゃなかとかなという感じがしますけど、そこら辺について、担当課長あるのかないのか教えてください。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

まず、保護者の保育料でございますが、保護者の所得に応じてですね、町が保護者から保育料を徴収するというのが大原則でございます。これは児童福祉法に基づいて徴収をするということでございます。園の指導につきましては、年1回県の方から監査がっております。まず、行政監査ということでいわゆる市町村を1日、あと園のある件数だけ監査がされます。で、その中で運営の基準を満たしてないということであれば、当然町に対してもきちんと指導をしないというようなこととなります。

その基準といいますのは、だいたい主なもので、面積要件でございますが、2歳児未満が1人あたり4.95平米、それ以外の園児の方については1人あたり1.98平米というふうになっています。それから、定員の範囲でございますが、年度当初の4月1日現在では、例えば、100人の定員の保育園があるとすれば、100人以内の人員ということになります。5月1日から9月までは定員の125%まで受け入れが出来ることになっております。それから、10月1日からは定員に対しての受け入れの制限等はございません。ただしかし、先ほど最初にご説明いたしたとおり面積要件等がからみますので、極端なことを言えばですね、教室の入れ替えとか、そういうので対応が出来て面積要件を満たしとけば良いというふうになっております。

それから後は、保育士の人数要件というのがございます。乳児、0歳児は、3人につき保育士が1名以上、1歳以上から3歳未満児は、6人につき保育士が1名以上、3歳以上4歳未満児につきましては、20人につき保育士が1名以上、4歳以上の園児につきましては30人につき保育士が1名以上ということになっております。

それから後ですね、年間の平均で定員の120%を超える状態が、3年間続いた場合には定員増を図らなければならないということになっております。

そういう園の運営上の規定を満たしてないということであれば、当然県の方から指導、監督的なことを含めて、県の方から指導が行われるということになっております。

以上です。

田口委員

そしたら、例えば2歳児の場合に4.95平米とか、そういうあいがあったですね。それと同時に、建物の年限というか、もう老朽化すればダメとか、そういうその建物の年限とかですね、役員構成の中で制限というのはなかですかね。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

社会福祉法人法に基づきですね、福祉法人の理事等の構成というところがあります。で、理事の詳細につきましては詳しくは覚えてないんですが、同属といいますか、同属の理事が何名までという制限等があったと記憶しております。

以上です。

田口委員

建物のあいは。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

園舎についてはですね、特別ないかと思いますが、最近では、耐震強度といいますが、耐震の問題等がございますので、老朽度調査というのが園で実施をすることが出来ることになっております。後は、耐用年数ですね、耐用年数で老朽度調査が出て、50年以上の場合がですね、今現在の国の保育所の設備といいますが、申請する場合の老朽度調査で50年以上が満点の5点というふうになっております。

田口委員

今回、多良保育園のことで、これはまたあとであいがあるけんが深入りする必要なかけんばってんがですよ、県の指導としては、当然社会福祉法に基づいて、年1回の立ち入り指導をする義務があると。それで、社会福祉法に基づけば、役員構成についてはこうだという、児童福祉法についてこうだと、説明が今あったですね。これについて、徴収義務者としての太良町はですよ、別に監督、指導のあいは法的にはなかわけたいね。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

先ほどご説明いたしました保育園の運営の監査といえますのは、児童福祉法に基づいて県の子ども課が実施をいたしております。園を運営する社会福祉法人につきましては社会福祉法に基づいてですね、担当課は多分地域福祉課だと思っておりますが、そちらの方で法人関係の認可等、指導があるというふうになっております。

保育料の徴収でございますが、市町村が徴収をするということですね、市町村が保護者から徴収をした保育料と、あと国と県の運営費補助、それを合わせて運営費というような形で町が民間の保育園に支出をしているとそういう流れになっております。

田口委員

そこまでしてくいおっけんですよ、県に次ぐ指導、監査ていうかね、そういう義務とか何とかなかとですかて、法的にて聞きおる。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

町については特別にはないと認識しております。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

岩島委員

今ね、あなたの説明を聞いてって、ちょっとこうおかしいなと思うのは、個人からね、保護者から負担金を徴収して、国からとあいをして保育園にやりおるということでしょ、そうすると、未収金の分は結局町が立て替えて払とるといことですかね、極端に言えば、そこをちょっと教えてください。

町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

結果としてそういうことでございます。

岩島委員

そいじゃ、やっぱりこいも、それから給食費、今、非常に給食費がもめてですね、あっちこっち私もテレビで見おると、当たり前やりおる者がね、もう文句ばかり言いかけたと、やりおる者よりやらんのが多かもんやっけん。なしかて言うと、何かテレビでね誰かが言い損なわしたじゃい何じゃい間違わしたじゃい知らんけど、給食費ば貰った分で金でしか、買える分でしか料理を作りおらんと。そういう説明があったということで、やりおる者が、あいばおいもやらんけん、減らしてもらってよかけんがと、こう言うたという話がテレビでこの間出おったんですけど、その辺がへんちくりんになっていくと困るわけですね、給食費なんかもやらん者勝ちんごとになってくっぎ、だから、給食費も、極端に言うと、今給食費は私ちょっとよう知らんですけど、今の保育料と若干違うと思うんですが、給食費は町が立て替えはしおらんでしょう、しおっですかね、どがんですかね、未収金について。

教育次長（川瀬勝芳君）

給食費につきましては、小学校が3,500円。（「いやいやそうじゃない」と呼ぶ者あり）徴収して……。 （「ちょっと待った」と呼ぶ者あり）

岩島委員

私が聞きおるのは、未収金の分は、費用にどう跳ね返ってますかと、未収金の分は町が立て替えてますかと聞きおっとですよ。

教育次長（川瀬勝芳君）

町は立て替えておりません。

岩島委員

そいぎ、やっぱりテレビであったごと、おいが納めた分であいどみゃただで食わせおっと、銭はやらんとに食わせおっと。そいないば、おいもやらんけんおいが子も食わせてくいと、ぎゃんってくる可能性があるというてテレビでこの間論議が、たいてこの給食費でもめおったっですよ。だから、やっぱりねこの給食費についても早めに結論を出さんと、もうどうして、見おったら何年かちょっと訳分からんごと前んともあるじやなかですか。ぎゃんとの結論もある程度出していかんぎね、今度はやらん者勝ちんごとになってくる可能性があるわけですよ。そして、しかも今保育料ば聞いたぎにゃ町が立て替えおっということじゃから、まず負担は向こうには行きおらんけんよかとですけど、給食費は、銭ばやった者がそれだけ少のう食いおっということですから、これはもうやらん者勝ちになっですよ、やろうごとなかごと、それがテレビであいおりました。私はこれは非常に参考になったなと思って聞いとったっですけど。

そいでやっぱり、そこはどうしたかと言いますと、給食委員さんておいしゃって思う

けど、その人たちと区長さんも一緒になって、地域の子どもを育てようという会が集金をして、もとあった給食費の未納をもう 99%まで納まったというテレビがあいおったっです。私はちょっと夜中に見たとですけど、やっぱりそれだけの努力をしてもらわねば、やいおる者がバカを見ることなっけんですよ。だから、今から先はぎゃん厳しくなるけんが、なおさらそいが出て来はせんかという心配があるわけですよ。だから、さっきから未収の問題はもう少し真剣にしてくださいという言い方をしおるわけですね。もうよかです。とにかく未収金を取るようにしてください。対策をいろいろ考えて、今までもどっさり言って来とつとないどん同じことやっけんが。

収入役（矢壁 稔君）

今ですね、滞納の徴収方法については十分議論をされたわけですね。一方では納税させるためにはどがんすつきよかという、そういった促進についての議論がまだ不足しているんじゃないかなと私個人的には感じているわけです。これは同時に進行したほうが良いんじゃないかなと私は思います。それで、今日の議論の中で、納税組合長が滞納者の分を聞けば教えてくれるんじゃないかということで、各委員にお願いしたいのは、部落に帰って区長さんなり、何なりに説明いただき、そういったことでしていただければ良いんじゃないかなと感じがします。

私のところでちょっと例をお話しますと、私の納税組合は年に 1 回決算書を作ります。ずっとこうしていく中で、滞納者がおった関係でその収入が少なくなったわけなんですよ、その納税奨励金がこんやった関係で、こりゃ何じゃろかというようなことでして、もう誰ては言わじ、もう該当者の人も分かっといしゃっけんですよ、そいで内心しまったなというような感じですぐ入れてもらったんですよ。それはもう締め切りをですよ、その後、きちんきちんと払って、現在までもらっているわけなんですよけど、そういったことで、それからもう一つは、年度末になりますと、プライバシーの関係でいろいろ難しい面もあったんですが、3 回程納税を忘れていませんか、もう 1 回点検をしてみてくださいと回覧なり放送をしておったところが、忘れとつたぞというふうなこと等も出てきましてですよ、良かったなという感じがしおるとですよ。それで、して欲しいということじゃないですけど、一例を申し上げたんですが、そういったことで、そっちの方も、滞納させないという方も同時にやっていかんと、ごっとい滞納の者の徴収ばかり追いかけていくような形になりますから、そういったことがないようにやっていただけたらなと感じが致します。

以上です。

決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

決算審査特別委員長（末次利男君）

討論なしと認めます。よって、これより議案第 70 号から議案第 75 号までの 6 議案を一括して採決します。

議案第 70 号 平成 17 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 71 号 平成 17 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 72 号 平成 17 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 73 号 平成 17 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 74 号 平成 17 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 75 号 平成 17 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

以上 6 議案を、原案どおり認定すべきことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。

よって、平成 17 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決定しました。

これをもちまして、本委員会に付託されました決算認定案件の審査を終了します。

お諮りします。

委員長報告のまとめにつきましては、委員長に一任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。

よって、委員長報告のまとめについては、委員長に一任されました。

各委員におかれましては、7 日、8 日、10 日と 3 日間にわたりまして、慎重に審議をいただきまして本当にありがとうございました。

これをもちまして、6 つの案件を原案どおり可決することができました。議案の途中でいろんな矢祭町の事例を公表されておりましたけれども、我々総務委員はですね、ことしの 1 月 17 日、矢祭町、これは全国でも有名な改革の町であります、ここを視察いたしまして、ここの中にも提言がございましたけれども、要するに、行革というのは一般的なイメージとして経費削減、公共料金の値上げ、行政サービスの低下ということを連想するわけなんですけれども、矢祭町はですね、やはり大きな特徴としては町の職員の基本姿勢が改革の中心なんだということが大きく変わって特徴的な町でありました。

そういった中で、具体的に申しますと、窓口業務、フレックスタイムを利用した 365

日のサービス、それから、全職員による滞納の整理ですね、それから職員宅に出張役場を置くということ、それから職員全員で庁舎清掃をすると、そういった特徴的な活動を即やっておられるんですけども、そういったことを肝に銘じて、また、冒頭7日の決算委員会に入ります前に議長が申されましたとおり、監査意見、あるいはこの決算審査というのがややもすれば活かされていないんじゃないかという指摘もございましたとおりですね、この3日間審議されたことを十分次年度以降の行財政運営に活かしていただきますようお願いを申し上げます、これを持ちまして企業会計、一般会計等決算審査特別委員会を閉会いたしますが、最後に、町長のご挨拶をお願いします。

町長（百武 豊君）

《 町長あいさつ 》

決算審査特別委員長（末次利男君）

お疲れ様でございました。

午後3時52分 閉会